

ウズベキスタン共和国
民間セクター活性化のための
行政手続改善プロジェクト
協力準備調査報告書

平成22年4月
(2010年)

独立行政法人国際協力機構
公共政策部

序 文

ウズベキスタン共和国（以下「ウズベキスタン」と記す）は、旧ソ連邦の崩壊に伴い、1991年に独立を果たし、市場経済体制への移行を図るため、民間セクターの経済活動の活性化を目指した司法改革を進めています。しかしながら、ウズベキスタンは約70年間に渡り計画経済体制の下にあったため、旧ソ連型の指令経済、分業システムに組み込まれており、市場経済発展に必要な基本的法制度は整備されておらず、また、多量の下位法令の存在とそれらの法令間の矛盾、行政による手続きの不透明性と不適切な干渉等が、企業活動の発展を法制度的に阻害していると指摘されてきました。

これに対しJICAは、ウズベキスタンへの法整備分野における協力として、2005年8月から2007年9月まで、「倒産法注釈書プロジェクト」を実施し、倒産法の統一的な運用への支援を行いました。また、2005年10月から2008年9月まで、「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」を実施し、行政手続法の制定及び運用、抵当制度に関する民事法令の改善、法令データベース開発の支援を実施するなど、企業活動発展のための基盤整備を行ってきました。

こうした中、ウズベキスタン司法省より「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト（フェーズ2）」の要請があがったため、現地のニーズを把握し、プロジェクト形成のための情報を収集することを目的として、2009年2月13日から4月17日にかけて、第一回協力準備調査を実施しました。その結果、これまでの成果を踏まえ、行政手続に関連するプロジェクトを支援する事が有効であると判断されたため、2009年6月より、企画調査員を派遣し、情報収集及びウズベキスタン司法省との協議等の支援開始準備に着手しました。また、同年11月24日から12月8日にかけて、第二回協力準備調査を実施し、ウズベキスタン司法省や最高裁判所をはじめとする関係機関との協議、関連する民間セクターからの聞き取り等を行い、行政手続改善に関する新規プロジェクトの計画案、実施体制案、プロジェクト開始までの進め方等につき合意し、その結果をM/Mに取り纏めました。その後、2010年3月31日にR/Dが締結され、2010年3月から2012年3月までの2年間の予定でプロジェクトを実施することとなりました。

本報告書は、上記協力準備調査団の調査結果と、それに基づくR/D等を取り纏めたものであり、今後のプロジェクトの実施にあたり、広く活用されることを願うものです。

終わりに、これらの調査にご協力とご支援をいただいた内外関係各機関の方々に心から謝意を表するとともに、引き続き本プロジェクトに対する支援をお願い申し上げます。

平成22年4月
独立行政法人国際協力機構
公共政策部長 中川 寛章

ウズベキスタン共和国
民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト
協力準備調査報告書

目 次

序文

目次

プロジェクト位置図

略語一覧

第1章 第一回協力準備調査の派遣	1
1-1 調査団派遣の背景	1
1-2 調査の目的	1
1-3 調査団構成	2
1-4 調査日程	2
1-5 調査結果	3
1-5-1 行政手続法	3
1-5-2 担保権の公示	5
1-5-3 知的財産権関連法	6
1-5-4 地籍登記人材育成	6
第2章 第二回協力準備調査の派遣	8
2-1 調査団派遣の背景	8
2-2 調査の目的	8
2-3 調査団構成	8
2-4 調査日程と主要面談者	9
2-5 調査結果	11
2-5-1 協議結果	11
2-5-2 プロジェクトの枠組み	11
2-5-3 実施上の留意点	13
2-5-4 団長所感	13
第3章 会社法にかかる基礎情報収集調査	16
3-1 調査団派遣の目的	16
3-2 調査対象者	16
3-3 調査結果	17
3-4 案件としての妥当性と今後の方向性	24
第4章 実施協議結果	26
附属資料	27
1. 第二回協力準備調査 M/M	27
2. 民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト R/D	55
3. 会社法にかかる調査事項	69

プロジェクト位置図



タシケント市

略語一覧

JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構 (JICA)
JICE	Japan International Cooperation Center	財団法人日本国際協力センター (JICE)
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・ マトリックス
R/D	Record of Discussion	討議議事録
M/M	Minutes of Meeting	ミニッツ
GTZ	Gesellschaft Fur Technishe Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
EU	European Union	欧州連合

第1章 第一回協力準備調査の派遣

1-1 調査団派遣の背景

本調査は、ウズベキスタン政府より我が国に対する支援要請のあった「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト（フェーズ2）」のニーズを把握し、プロジェクト形成のための情報を収集することを目的として、2009年2月13日から4月17日にかけて実施された。

本要請は、行政手続法、担保権公示、知的財産関連法の3つのコンポーネントを含んでおり、各コンポーネントに対してJICAとしてどのような協力ができるのか検討した。まず、行政手続法については、前プロジェクトである「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト（2005年10月～2008年9月）」の継続という位置付けであり、法案が可決された後、速やかに協力を開始できる体制を構築することが求められていた。次に、担保権公示については、ウズベキスタン司法省が想定している協力内容が明確でなく、情報が不足しているため、本分野における情報収集を行い、課題を明らかにした上で協力の可能性を検討した。さらに、知的財産関連法については、要請の内容及びその優先順位の確認を行った。なお、上記要請とは別に、国立測地地図センターから要請のあった「地籍登記人材育成」に関しても、併せて要請内容の確認を行った。

1-2 調査の目的

(1) 行政手続法関連

行政手続法の上院での審議の状況を把握するとともに、今後の進め方を検討する。また、上院議員、司法省職員他関係者に向けて、行政手続法に関するセミナーを実施し、行政手続法の重要性の理解を促進する。

(2) 担保権公示関連

当分野の情報収集を進めるとともに、現状の問題点を明確にし、関係者からニーズを聴取する。

- ・ 不動産登記：不動産登記（登録）の実務及び登記の公示手続きの実際及び登記（登録）の効力について聞き取りを行う。
- ・ 公証：動産・不動産登記及び住宅・土地利用権へ担保を設定する場合の公証役場の役割とその利便性について聞き取りを行う。
- ・ 土地私有化の現状を確認する。
- ・ 不動産に関して強制執行の手続きと実態について聞き取りを行う。また、民事保全の現状についても聞き取りを行う。
- ・ 動産担保権の執行の手続きと実態について聞き取りを行う。

1-3 調査団構成

- | | | |
|-------------|-------|-----------------------------|
| (1) 団長 | 江尻幸彦 | JICAウズベキスタン事務所長 (現地参团) |
| (2) 法整備支援 | 佐藤直史 | JICA国際協力専門員、弁護士 (3/22-3/28) |
| (3) 調査計画 | 桑原尚子 | プロジェクト元長期専門家 (2/13-4/11) |
| (4) 行政手続法 1 | 市橋克哉 | 名古屋大学教授 (2/17-2/21) |
| (5) 行政手続法 2 | 本多滝夫 | 龍谷大学教授 (2/17-2/21) |
| (6) 通訳 | 小島敬子 | JICE研修監理員 (2/17-2/21) |
| (7) 土地関連法 | 篠田 優 | 北星学園大学教授 (3/17-3/25) |
| (8) 登記実務 | 金武絵美子 | 日本司法書士会連合会参与 (3/17-3/21) |
| (9) 通訳 | 香取 潤 | JICE研修監視員 (3/17-3/25) |
| (10) 協力計画 | 杉本 巨 | JICAウズベキスタン事務所員 |

1-4 調査日程

(1) 行政手続法関連

日程			
Feb	17	Tue	タシケント到着
Feb	18	Wed	JICA事務所との打ち合わせ 司法省
Feb	19	Thur	行政手続セミナー 司法省
Feb	20	Fri	GTZとの面談 大使館報告 JICA報告

(2) 担保権公示関連

日程			
Mar	17	Tue	タシケント到着
Mar	18	Wed	JICA事務所との打ち合わせ 地籍登記所
Mar	19	Thur	公設公証役場 ヒポテカ銀行 執行人事務所
Mar	20	Fri	FIDES弁護士事務所 Siyomo Asvertisement Private Company 私設公証役場 タシケント発 (金武団員)
Mar	21	Sat	資料整理
Mar	22	Sun	資料整理 タシケント着 (佐藤団員)
Mar	23	Mon	JICA事務所との打ち合わせ 司法省

Mar	24	Tue	地籍登記所(タシケント州) BWA 国立測地地図センター タシケント発(篠田団員、香取団員)
Mar	25	Wed	最高経済裁判所
Mar	26	Thur	GTZ 大使館
Mar	27	Fri	国立ウズベキスタン銀行 タシケント発(佐藤団員)

1-5 調査結果

1-5-1 行政手続法

今回の調査において、行政手続法国会通過後に、行政手続法施行メカニズム構築の支援を行うことが適当であると司法省の間で確認した。司法省側から行政手続法施行前であっても、①前倒し可能な活動を開始したいとの意思表示があったこと、②前プロジェクトにおいて築いた司法省との良好な関係を維持することが、今後の活動にとって有益であること、③同省が我が国総務省のような行政手続法施行のカギを握る官庁となること、④行政手続法案の経過を注視する足場が必要なことから、企画調査員をウズベキスタンへ派遣し、同調査員を起点とした行政手続法施行準備（免許法改正法案起草含む）に着手することが重要である。

(1) 上院議員向き行政手続法セミナー開催（2009年2月19日）

1) セミナー開催の背景

行政手続法案が下院を通過してから約1年半が経過したが、同法案は依然として上院に止まったままであり、未だ上程されていない。このような状況を打開すべく、司法省から上院議員向けセミナー開催の依頼があったため、セミナーを開催した。

2) セミナー報告概要

同セミナーでは、調査団員の市橋教授及び本多教授より、「行政手続法と特別法：日本の経験から」、「行政手続法とは何か—それはグローバル経済へのパスポート」についてそれぞれ報告した。

市橋教授による報告は、行政手続法施行に伴いその関連法令の整備が必要であること、行政手続法施行後の関連法令の特例審査の制度構築の必要を、日本を例にして強調したものである。行政手続法に伴う関連法令の整備とは、個別法の関連手続規定の整備（重複する規定の削除、聴聞・弁明の振り分け区分特例や聴聞方法の特例の設置）、行政手続法の規定の適用除外を決めること、聴聞、弁明等の用語の整理を言う。特例審査は二つの場合から成る。まず、法案が行政手続法の規定を除外している場合には、適用除外する理由が適切かどうかにつき審査する。第二に、行政手続法の規定と異なる手続を設ける場合において、行政手続法より手厚い手続を設けるときは、原則容認し、行政手続法と異なる手続とするときは、その合理性（同様の質が保たれているか）を審査する。日本において特例審査を行っているのは総務省であり、ウズベキスタンでは司法省法令審査部が特例審査を行う機関となる。

本多教授による報告は、グローバル経済のプレーヤーとなるためには、行政手続法制定が必須条件であるという前提に基づいて、国際水準の行政手続法の内容ないし適性手続についてわかり

易く説明し、行政手続法施行の日本におけるインパクトをデータに基づいて提示したものである。国際水準の適正手続の内容は、一般的には、告知・聴聞（notice and hearings）、行政機関の保有する記録の開示（discovery of administrative records）、理由付記（reasoned decisions）、行政活動の基準の設定・公表（enactment and accessibility of administrative standards）である。同報告では、ウズベキスタンの行政手続法案を「総じていえば、行政手続法案は、適正手続の4原則のうち3つを取り入れ（意見の聴取、理由の説明、資料の開示）、さらに、行政運営の公正化、透明化、迅速化の要請にも応えて」いる、「そして、行政手続法案は、法の支配の原理を条文として具体化している点で北アメリカ諸国、西ヨーロッパ諸国の行政手続法に比肩するものとなっている」と評価している。

ウズベキスタン側からの報告のうち、ハメードフ教授（世界経済外交大学、行政手続法案起草者）報告とママジャーノフ氏報告（司法省）は、概ね、JICAの行政手続法支援の立場と合致するものであった。内務省付置研究所研究員報告は、特例審査の必要を訴える内容であり、行政手続法施行後に同省管轄法令の行政手続法適用除外をする方針とも理解でき、今後の動向については注意する必要がある。

3) 所感

本セミナーに上院議員2名（いずれも立法担当）が出席し、公式の場で初めて行政手続法案支持を表明したことは、行政手続法上院通過に向けた肯定的な兆候であろう。また、上院議員から同法制定だけでなく、制定後の同法施行メカニズム構築の重要性へも理解が示され、同法が行政機構へ影響を与えることを十分に認識した上で、公務員への教育の必要が訴えられた。

(2) 行政手続法案の審議状況

2009年3月の上院へは同法案は上程されなかった。次回の上院開催は8月下旬から9月上旬のうち数日間の予定である。

(3) 「行政手続法プロジェクト（フェーズ2）（仮称）」に関する関連法令

支援の射程となりうる行政手続法関連法令として、司法省が行政処分権限を有する以下の法令を念頭に置いている。

- 1) 1997年3月13日付弁護士事務所等の国家登録及び弁護士免許交付の手続に関する規程（139号）
- 2) 2003年8月20日付企業主体の国家登記、登録及び許可証作成の手続に関する規程（357号）
- 3) 2006年3月27日付卸売市場の登録手続に関する規程（52-1号）
- 4) 2006年3月27日付卸売業免許付与手続に関する規程（52-2号）
- 5) 1993年3月12日付け社会団体の規約の登記に関する申請の審査についての規則（132号）

(4) ドナー協調

ウズベキスタンにおいて行政手続法支援を行っているのは、現在のところ、JICA及びGTZである。GTZはこれまで、同法案起草者の一部（司法省職員ではなく、大学教授等の外部有識者）へ支援を行ってきた。行政手続法施行後は、各省庁における行政手続法関連法令整備、各省庁における行政手続法施行規則起草、行政行為を行う職員への研修等膨大な作業がある。GTZは、行政手続法施行支援においては裁判所への支援を重視しており、公務員への支援を主眼とするJICAとは支援対象は重ならない。GTZもJICAも行政手続法支援の目的は同じであるので、緊密に連絡を取り合い、行政手続法支援に関して協調することをGTZと確認した。

1-5-2 担保権の公示

司法省からの要請を検討するにあたっては、担保権公示に関する制度の体系的な理解が求められる。「企業活動発展のための民事法令及び行政法令改善プロジェクト」において抵当法解説書作成及び民法（担保編）改正法草案起草支援を行ったとはいえ、理解に必要な情報の蓄積は十分な状況ではなかった。そこで、今回の調査では、担保権公示に関するウズベキスタンの現状を法令と実務の二つの側面から把握すること、また関係者からのニーズの汲み取りを目的として、法令調査及び関係機関での聞き取りを行った。

（1）担保権の公示

不動産及び動産の担保権は登記（登録）が効力要件であり、登記（登録）は行われているものの、登記（登録）の公示は不十分であるか、あるいは公示がされていない。不動産に関して言えば、その原因の一つとして、民法及び抵当法といった実体法で公示を定めていながら、その手続法が未整備であるため、結局のところ、登記簿ないしその内容に第三者がアクセスできるか否かは、当該登記簿を管轄する機関の職員（不動産の場合は地籍登記所）の裁量によるところが大きいことを指摘できる。動産担保については、今回は司法省から特に要請のあった車輛について、主に調査を遂行したが、法令において、車輛担保登録の内容を公示する旨を定める明文の規定はなく、実務においても公示はされていなかった。

（2）公証役場の動産担保登記の電子化

公証役場の動産担保登記の電子化は司法省がJICAに対して特に強く要請をしている部分である。司法省によると、登記の電子化・オンライン化を達成することで、取引に要する時間的コストを削減することができるとのことであるが、たとえ時間的コストが削減されたとしても、そのことによって取引自体が活性化するという結論を導き出すに十分な根拠を得ることはできなかった。

民間企業や銀行、クレジットユニオンなど関係機関での聞き取りにおいて、公証役場での手続きにかかる時間の縮減に対するニーズを確認したが、現状への不満は特に聞かれなかった。

（3）取引の安全に果たす公証人の役割

住宅売買契約、抵当権設定契約等不動産取引において公証を要するウズベキスタンでは、例えば不動産の二重譲渡や他人物売買を防ぐなど、公証人が取引の安全に果たす役割は大きい。ただし、弁護士からの聞き取りによれば、公証された契約書文面上の誤りがしばしばあるため、当該契約の無効を訴える法廷戦略を採用しやすい状況にある、とのことであった。

（4）今後の方向性

調査実施前の仮説として、前プロジェクトである、「企業活動発展のための民事法令及び行政法令改善プロジェクト」において、抵当法解説書作成及び民法（担保編）改正法草案起草支援を行った成果をより発展させるために、動産・不動産に関する担保権の公示の制度を整備し、効率化することによって、中小企業等が融資を受けやすくなり、民間セクターの発展を図ることには意味があるものと思われた。融資をする側にとって、公示制度が整備されることは回収の際のリスクを軽減するために重要であり、これにより取引費用が軽減されれば民間セクターの発展につながるからである。

しかしながら、まず、現行の制度の改善に対するニーズがあるかについては、動産・不動産に関する担保権は登記（登録）されており、この制度をさらに整備することによる、融資側及び融

資を受ける側の具体的なメリットは確認できなかった。この点、司法省からは、担保権の登記（登録）システムの電子化への協力の期待が示されたが、電子化によって得られるメリットが、どのように民間セクターの活性化に裨益していくかについて確認することはできなかった。

登記（登録）された情報へのアクセスという、本来の意味での「公示制度」は甚だ不十分である。しかし、今回の司法省の要請は、より重要とも言えるこの部分の改善を志向するアプローチからのものではないことが明らかになった。

従って、担保権の公示については、現在の要請内容を元にプロジェクトを構築することは適当ではないものと思われる。

なお、今後、派遣される企画調査員と司法省との対話を通じ、上記の（本来の意味での）「公示」に関する制度改善を目的とする支援の要請があった場合には、民間セクターの発展に資する形で支援を実施することも検討の余地があろう。ただし、公示制度のあり方を検討することは、静的安全をより重視する旧社会主義国の取引社会において、「取引の安全」を、どの範囲で、どのように実現していくかという、民法全体の考え方に関わる問題である。司法省を含むウズベキスタン関係者は、公示制度が取引の安全に果たす役割といった点についての認識を十分に有しておらず、これが民法の根幹に関わる問題であることへの気づきが見られなかった。そこで、この分野における支援を検討する場合には、まずは、公示制度の意義・役割についての認識の共有から開始する必要があるものと思われる。

なお、新しい「不動産登記法」案が、司法省と国立測地地図センターとの共同で大臣会議に提出されている。担保権の公示に関する支援を検討する際には、この法案の内容を踏まえる必要がある。

1-5-3 知的財産権関連法

知的財産権関連法については、ウズベキスタン側より、現時点において強い協力要請があるわけではないことを確認した。

本邦においても、知的財産関連の特許は特許庁、著作権は文部科学省と所管省庁が複数存在し、この分野での法制度整備支援を実施するにあたっては、十分な準備が必要である。

そのため、要請は出ているものの、当面はこの分野についての協力は行わないことで司法省と合意した。

1-5-4 地籍登記人材育成

(1) 背景

昨年度の要望調査で、国立測地地図センターから地籍登記人材育成への協力要請があった。司法省からの要請と直接的には関係がないものの、登記という部分では共通性があることから、国立測地地図センターを訪問し、要請内容の確認や司法省との関係、登記実務の実態などについて聞き取りを行った。

地籍については、これまで約8年にわたってEUが支援してきており、一部地方（タシケント州、サマルカンド州、ホラズム州、カラカルパクスタン共和国）ではデータベース化に取り掛かったところである。EUによる協力において、電子化を推進させ全国一体的に情報を活用するという目標の下、活動を実施してきたようだが、機材を納入したところでプロジェクトが終了してしまっている。そこで、JICAにEUの納入した機材を利用した人材育成を要請された。

また、国立測地地図センターは、司法省と共同で不動産登記法を草案している。不動産登記法とそれに伴う関連法案の改正は、現在、大臣会議での検討が行われている段階で、大臣会議で案が承認されれば国会で審議されることになる。

(2) 要請概要

上記の背景のもと、国立測地地図センターからの要請は、職員研修のカリキュラム開発がメインだとの説明を受けた。研修の内容としてはPC操作からGISソフト（特にESRI社のArcGIS）の操作までを含む技術面と、登記実務に関する法令知識の両面が求められるとのことであった。専門家が常駐して指導に当たることが望まれているのではなく、研修カリキュラムの作成とその運営方法のノウハウがほしいとのことであった。

(3) 今後の方向性

地籍登記については、電子化を推進したドナーが最後まで支援するのが望ましいと思われる。EUはこれ以上フェーズを重ねることは不可能だとしており、要請元には人材育成が図られずに、機材が活用されない状況が放置されることへの強い危惧が示された。ニーズはあると判断されるが、非常に技術的な内容であり、機材を供与していない日本が、プロジェクトとして進めることは難しいのではないかと考えられる。

一方、日本国内リソースとのマッチングが可能であれば、国別研修等で日本の状況を紹介し、研修カリキュラム作成をすることへの支援を検討することは可能であろう。

また、国立測地地図センターには所長をはじめ、英語を解する人材もいるため、GIS分野などのシニアボランティアの派遣を検討することも一案である。

第2章 第二回協力準備調査の派遣

2-1 調査団派遣の背景

ウズベキスタンでは、民間セクターの経済活動を活性化し、市場経済化をより進展させるための司法改革が課題となっており、JICAは現在までに、「倒産法注釈書プロジェクト(2005年～2007年)」や、「企業活動発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト(2005年～2008年)」を通じて支援を行っている。特に、企業活動発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクトにおいては、民事法令(抵当法)及び行政法令(行政手続法)や、法令データベースの構築に関する支援を行っており、民間セクター活性化の基盤となる法制度の導入に貢献している。

このような背景の下、先方司法省より「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト(フェーズ2)」の要望が挙げられたため、2009年2月13日から4月11日にかけて、基礎情報収集のための協力準備調査を実施した。右調査の結果、民間セクターにおける大きな課題である、行政手続を改善する支援の妥当性が高いと判断されたため、2009年6月より、企画調査員を派遣し、先方司法省との協議等の支援開始準備に着手した。

2-2 調査の目的

本調査団は、11月24日(火)から12月8日(火)までウズベキスタンを訪問し、ウズベキスタン司法省や最高裁判所をはじめとする関係機関との協議や、関連する民間セクターからの聞き取り等を行い、ウズベキスタンから我が国に要望されている行政手続改善に関する新規プロジェクトの計画案、実施体制案、プロジェクト開始までの進め方等につき合意し、その結果をミニッツに取り纏めた。

また、別途要望が挙げられている会社法注釈書作成支援についても、基礎情報の収集を行った(会社法に関する調査結果については、第4章参照)。

2-3 調査団構成

- | | | |
|-----------|------|------------------|
| (1) 総括 | 鳥居香代 | JICA公共政策部法・司法課長 |
| (2) 法司法制度 | 佐藤直史 | JICA国際協力専門員、弁護士 |
| (3) 会社法 | 原若葉 | 弁護士 |
| (4) 調査計画 | 川合優子 | JICA公共政策部法・司法課職員 |
| (5) 通訳 | 岡林直子 | JICE研修監理員 |

2-4 調査日程と主要面談者

日程			鳥居課長 佐藤専門員 川合、岡林氏	原弁護士	主要面談者
Nov	24	Tue	タシケント到着		
Nov	25	Wed	団内打ち合わせ		
			日本センター修了生との面談		Ms. Tamira (弁護士事務所Real Ray勤務、日本センター経営 コース修了生、現在日本センター『trade law (商 取引にかかる法取引の側面)』の講師を担当)
			日本センター所長及びビジネスコ ース担当者との面談		日本センター米田所長 株式会社パデコ 田中氏
			司法省表敬		司法省副大臣 Mr. KANJYAZOV Esemurad 立法総管理局長 Mr. ZHURAEV Nodir 法宣伝普及・法教育局長 Mr. RAKHMONOV Abdulakmol 国際法局長 Mr. NORGITOV M. 国際法局 副局長 Mr. SHOYAKUBOV Bobur 企業家権利保護局 局長 Mr. SAIDOV
			司法省との協議		立法総管理局長 Mr. ZHURAEV Nodir 法宣伝普及・法教育局長 Mr. RAKHMONOV Abdulakmol 国際法局長 Mr. NORGITOV M. 国際法局 副局長 Mr. SHOYAKUBOV Bobur 企業家権利保護局 局長 Mr. SAIDOV Sh.
Nov	26	Thur	日本センター修了生との面談		Mr. KHABIBULLAEV Dilshod Shukhratovich (ジョイントベンチャー法律顧問、日本センター 修了生、司法省勤務経験有り)
			司法省との協議		法令国家登記局 局長 Mr. BOLIEV Bekhzad 法令国家登記局 チーフコンサルタント Mr. NURMUKHAMMEDOV Olimzhon Uralovich 法令国家登記局 シニアコンサルタント Mr. DJURAEV Aibek Djavlanovich 法令国家登記局 チーフコンサルタント Mr. RABIEV Sherzad 法令国家登記局 部長 Mr. UMAROV Dilmurat 国際法局 局長 Mr. NORGITOV Mukhitdin
			司法省との協議		外国人投資保護局 農業建設業製造業担当部長 Mr. FARIKOV Fozil 外国人投資保護局 シニアコンサルタント Mr. MAMADALIEV Saidolim
			商工会議所会頭との面談		商工会議所会頭
			日本企業(伊藤忠商事)との面談		伊藤忠タシケント支社副支社長 橋本氏
Nov	27	Fri	団内打ち合わせ		
Nov	28	Sat	司法省との協議		立法総管理局長 Mr. ZHURAEV Nodir
Nov	29	Sun	MM、RD、PDM作成		
Nov	30	Mon	団内打ち合わせ		
			司法省とのMM、RD、PDM案に関する協議		立法総管理局長 Mr. ZHURAEV Nodir

Dec	1	Tue	最高経済裁判所との協議		Deputy Chairman, Mr. Azizov, Judges Ms. Zakirova, Ms. Shodieva, Mr. Tadjiev
			ウズベキスタン事務所への報告		
			倒産法フォローアップに関する 打ち合わせ		
			大使館報告		
			帰国		
Dec	2	Wed		タシケント法科 大学	タシケント法科大学教授、ナルジエフ弁護士
				ウズベキスタン 証券市場調整管 理センター	オビドフ副センター長
Dec	3	Thur		最高経済裁判所	Judges Ms. Zakirova, Ms. Shodieva, Mr. Tadjiev
				弁護士事務所	Lawyer Mr. Akhmedshin Rinat
Dec	4	Fri		最高経済裁判所	Judges Ms. Zakirova, Ms. Shodieva, Mr. Tadjiev
				Uzpromstroy 銀行	Kasymov Alisher企業金融部長、Usmanov Bahtiyor 法務部長
Dec	5	Sat		弁護士との面談	ナルジエフ弁護士
				最高経済裁判所	タジエフ判事
Dec	6	Sun		タシケント法科 大学	ジャクホンジル講師
Dec	7	Mon		日本企業（住友 商事）との面談	住友商事の出資するスーパーアイマックス社 （EVO）取締役代理 島根氏
				弁護士との面談	タミラ弁護士
				外資系会社との 面談	外資系会社法務部長
				最高経済裁判所	アタハモフ元判事
				弁護士との面談	グリャモフ弁護士
Dec	8	Tue		帰国	

2-5 調査結果

2-5-1 協議結果

(1) 司法省との協議

司法省においては、カニヤーツフ副大臣、本案件のプロジェクトマネージャーと想定される立法総管理局長はじめ、カウンターパートとして想定される部局の担当者との協議を行った。副大臣からは、前プロジェクトへの感謝の意が述べられると共に、民間セクターにおける企業家の権利保護は今後とも重要な課題であり、2010年以降を予定している行政手続法の通過や施行のスケジュールに先行して、司法省における行政手続の改善のために有効なプロジェクトを開始したいとの意見があった。

(2) 民間セクターからの聞き取り

新規案件形成にあたり、実際にビジネスに携わる企業家が抱える課題を把握するため、日本センター修了生2名（1名は弁護士、1名は外資系企業法務部長）、ウズベキスタン商工会議所会頭、及び日本人企業家からの聞き取りを行った。この結果、民間セクター関連法令は、法律、大統領令、内閣令、省庁令等を含め多数にのぼる複雑なものであり、企業家が内容を理解しにくい状況にあることが明らかになった。また実際に、会社の登記や免許取得の際に、行政手続の方法が不明確であり、法令に記載されている範囲を超えた行政庁からの要求があることや、法令に具体性が欠けているため、企業家が裁判所への起訴を躊躇する傾向にあることなど、現場レベルにおける様々な課題が挙げられた。

これらの課題の解決方法の一つとして、行政手続法の成立・施行に加え、民間セクターに関する行政手続の適正化を定める「企業活動の自由の保障法」の内容が、個々の行政手続に反映されることが必要であるとの要望が挙げられた。また、特に若い世代の企業家に対して、基本的な経済の仕組みを教育するなど、企業家自体の人材育成も必要であるとの意見があった。

2-5-2 プロジェクトの枠組み

上記を踏まえ、新規案件につき、司法省と以下の通り合意した。

(1) プロジェクト概要

案件名：「Improvement of administrative procedures for the Development of Private Sector Activities」

（民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト）

期間：2年間

(2) プロジェクト上位目標

各省庁における行政手続の適正化、透明化、迅速化が図られる。

(3) プロジェクト目標

司法省において適切な行政手続を実施する能力が向上する。

(4) 成果

成果1：

「企業活動の自由の保障法」の行政手続が行政職員及び企業家にとって分かりやすくなる。

成果2：

行政手続を適切に行なうためのモデル行政規則及びその手引書が準備される。

成果 3 :

「企業活動の自由の保障法」の行政手続規定に関する法令の運用調査をする能力が強化される。

上記の三つの成果は、互いに深く関連するものであり、司法省全体としての行政手続を改善するためには、成果毎の成果品の共有や教訓のフィードバックが重要となることを双方で確認した。

(5) 活動

- 1-1 ワーキング・グループが、「企業活動の自由の保障法」の行政手続規定に関する法令及び実務を分析し、意見聴取、情報開示、または理由付記の諸原則に言及した行政職員向けのマニュアル案を作成する。
- 1-2 ワーキング・グループが、「企業活動の自由の保障法」の行政手続規定に関し、企業家の権利やその行使の手続きが明記されている企業家向け説明書を作成する。
- 1-3 長期専門家及び国内支援委員会は、ワーキング・グループが行う上記の活動に関し必要な助言を行う。
- 1-4 司法省が、「企業活動の自由の保障法」の行政手続規定に関する周知活動を行う。
- 2-1-(1) ワーキング・グループがモデル行政規則(案)を作成する。
- 2-1-(2) 長期専門家及び国内支援委員会がモデル行政規則(案)へ助言する。
- 2-1-(3) 司法省が、長期専門家及び国内支援委員会の助言を考慮して、モデル行政規則を確定する。
- 2-2-(1) ワーキング・グループが、モデル行政規則の手引書(案)を作成する。
- 2-2-(2) 長期専門家及び国内支援委員会がモデル行政規則の手引書(案)へ助言する。
- 2-2-(3) 司法省が、長期専門家及び国内支援委員会の助言を考慮して、モデル行政規則の手引書の最終案を確定する。
- 3-1 ワーキング・グループが、長期専門家及び国内支援委員会とともに、行政手続に関する法令の運用調査について日本の具体的な事例を研究する。
- 3-2 ワーキング・グループが、長期専門家及び国内支援委員会とともに、「企業活動の自由の保障法」の行政手続規定に関する法令の運用調査の手法を研究する。
- 3-3 司法省が「企業活動の自由の保障法」の行政手続規定に関し、成果1で作成したマニュアルに従って運用調査を行い、その報告書を発行する。

2-5-3 実施上の留意点

(1) 行政手続法通過の見込みについて

行政手続法は、「企業活動発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト（2005年10月～2008年9月）」における支援もあり、起草及び下院の通過は終わり、後は上院の通過及び大統領署名を待つのみである。当初は、2009年8月の国会にて通過することを想定していたが、他法案の審議が優先されたために通過せず、また12月の国会では、選挙の影響により法案の通過が難しいため、2010年以降となる見込みである。本プロジェクトは、行政手続法の円滑な運用に資するものであるため、今後とも、司法省が国会への説明を継続すると共に、「行政手続モデル規則」の作成を進め、行政手続法通過後の実施に備えることを合意した。

(2) 対象とする法令について

当初、司法省からの要望では、民間セクターに関わる法令として、「企業活動の自由の保障法」、「外国投資法」、「外国人投資家の権利保護及び措置に関する法律」が挙げられていたが、協議の結果、「企業活動の自由の保障法」は、外国投資家も含めた企業家の活動に関わる行政手続を対象とした法律であり、この法律を対象とした支援を行うことは民間セクターにおける行政手続の改善に最も効果が高いと判断されたこと、一方、他の2つの法律の担当部局には行政手続に係る支援のニーズが高くないと判断されたため、上記三法律のうち、「企業活動の自由の保障法」と取り上げることにした。

(3) ワーキング・グループについて

新規プロジェクトのカウンターパート部局は、企業家の権利保護局、立法総管理局（立法総管理局の中でも特に行政・社会立法局）の二部局とし、両部をまたがる体制で活動を行うことを合意した。なお、Project Directorは第一副大臣、Project Managerは立法管理局長（前プロジェクトのProject Manager）とすることを日本側は提案し、ウズベキスタン側で調整することとなった。

(4) プロジェクトタイトル

要請段階では、「企業活動発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト（フェーズ2）」がプロジェクトタイトルとなっていたが、協議の結果、プロジェクトの内容に合わせ、「民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト（Improvement of administrative procedures for the Development of Private Sector Activities）」とすることで合意した。

2-5-4 団長所感

(1) 行政手続改善に向けたアプローチ

既述のとおり、行政手続法は、上院の通過及び大統領署名を待つ状況である。副大臣との協議においては、すでにカウンターパートである司法省の範囲を超えている段階であるために確約できる状況にはないとしつつ、通過に向けての必要な働きかけ、説明を司法省として行うとの意向が確認された。

本プロジェクトは、まず成果1として、司法省が所管する法律である「企業活動の自由の保障法」の行政手続規定の明確化、行政職員向け業務マニュアル及び一般企業家向け説明書の作成・配布を行うが、「企業活動の自由の保障法」が民間企業活動を広くカバーするものであり、他省庁の行政手続をも規制しうる法律であることから、同法の行政手続規定の改善は、司法省にとどまらないインパクトを持つものと期待される。

さらに、行政手続法が施行された後は、全省庁において行政手続法に沿った関連規定の見直し

が必要となることから、司法省が、自らの関連行政手続規定のみならず他省庁の行政手続規定見直し作業に適切に関与できるよう、意見聴取・理由付記・資料開示等の基本原則を踏まえた、モデル行政規則を本プロジェクトで作成すること、を成果の2とした。

また、「企業活動の自由の保障法」の行政手続規定に関連する法令の運用に関し、司法省及び関連省庁がどのような運用を行っているかについて、成果1で作成されるマニュアルを活用しながら調査を行うことを成果3とし、運用実態についてモニタリングする能力を強化すること、をスコープに加えた。

これらにより、行政手続法の施行に先んじて行政手続改善の取り組みを司法省内で進めるとともに、同法施行後に向けた準備を行うこととした。

(2) 前プロジェクトの成果の活用

前プロジェクトで作成した法令データベース（LEXUZ）については、司法省にて法令間の整合性を確認する際に活用されていることが確認された。本プロジェクトにおいては、「企業活動の自由の保障法」に関する行政手続規定として、具体的にどのような法令があるのかを他省庁のものを含めてリストアップすることがまずは必要となる場所、法令データベースを有効に活用することで合意した。

また、同じく前プロジェクトで支援した「モデル聴聞規則」についても、上述のとおり、前プロジェクトにてドラフトが作成されていることから、これをベースとして本プロジェクトで最終化を行うこととなる。

人材の活用についても、前プロジェクトにてワーキング・グループや本邦研修に参加した職員が、本プロジェクトのワーキング・グループに参加することが重要であることを提案し、副大臣からは本プロジェクトのカウンターパートにこれら人材が含まれるよう務めるとの発言があった。ただし、これまでの日本側と司法省との関係においては、プロジェクトに関する業務が立法総管理局長に集中してきた感も否めず、新しいプロジェクトの実施にあたっては、同局長以外の司法省人材の関与を高め、司法省の組織としての対応を強化することが必要である。

(3) 民間企業活動の阻害要因

民間セクター側からの聞き取りにおいては、企業活動を阻害する行政手続の問題点として、行政側の恣意的な査察や、登記や許認可の際の手続きの煩雑さ（法律で明記されている書類以外にも様々な書類が要求されること等）が挙げられた。行政手続規定が明確でなく、実際には担当官レベルの裁量によって多くの行政行為が行われていることが、これらを可能にしているとともに、汚職の温床にもなっていることが窺える。このような行政行為がなされた際には、経済裁判所に訴訟を提起することが可能であり、また経済裁判所において行政側が敗訴する例もあるとのことだが、一般的には、訴訟にかかる時間や経費を考えると、訴訟に持ち込まないケースが多いとのことであった。

本プロジェクトにおいて、行政手続規定の明確化と透明性の向上、行政職員及び企業家への周知活動等を行うことにより、企業活動を阻害する行政手続の減少につながることを期待される。

(4) 普及活動

本プロジェクトにおいては、「企業活動の自由の保障法」に係る行政手続に関し、企業家の権利や、その行使の手続きを広く企業家に周知するための、説明書の作成・配布を計画している。このような普及活動に関しては、首都及び地方都市において、司法省が実施することとなるが、ウズベキスタン日本センター（UJC）や商工会議所との連携による普及活動も有効と思われるところ、今後具体的な検討を行いたい。

また、「企業活動の自由の保障法」は、外資系企業も対象となっていることから、日本企業を含む民間企業を広く対象とした説明セミナー等も有効と思われる。

(5) 民間セクター活性化プログラム

会社法については、会社法担当団員により引き続き調査を行うところ、注釈書作成への支援とすることの妥当性やインパクト、実施体制を含めて、継続調査の結果を踏まえて検討することとなる。

今次調査のスコープからは外れるものではあるが、民間企業活動の活性化や、とりわけ外国企業による投資の誘致という観点からは、行政手続の改善にとどまらず、銀行業務や外国送金に関連する法令の内容や運用が、自由な企業活動に大きく影響していることが聞き取りから窺えたことから、これらの問題についても今後の検討課題と思われる。

第3章 会社法に関する基礎情報収集調査

3-1 調査団派遣の目的

2009年度国別要望調査にて、最高経済裁判所における会社法の適用を統一化することにより、企業活動に係る紛争の予測可能性の改善を図ることを目標とした、「会社法運用改善プロジェクト」の要請が挙げられた。そこで、11月24日から12月8日まで実施した「民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト」の協力準備調査に付随して、同裁判所において株式会社などの企業に関わる事件を担当する裁判官等へのヒアリングを行い、株式会社法などを適用した紛争解決における課題分析を行うとともに、関連機関や学識経験者、企業に関する法律実務を扱う法曹関係者からの聞き取りを行い、案件の妥当性及び今後の方向性につき検証した。

調査団構成及び調査日程は、第2章「第二回協力準備調査の派遣」のとおり。

3-2 調査対象機関

(1) 最高経済裁判所

1) 最高経済裁判所及びその関係者

最高経済裁判所は、ウズベキスタンにおける会社法関連事件の管轄裁判所の一つで、今回の要請の主体である。

2) 通常裁判所・最高裁判所

ウズベキスタンの司法制度には、最高裁判所を最上級審とする通常裁判所の系列と、最高経済裁判所を最上級審とする経済裁判所の系列の二つがある。このいずれが管轄を有するかは、当事者が個人であるか法人であるかの別によって判断され、その結果、会社に関わる争訟事件は、いずれの系列の裁判所でも扱われている。

(2) 証券市場調整管理センターと所轄行政官庁

1) 証券市場調整管理センター

ウズベキスタンにおける株式会社法の所轄官庁は、証券市場調整管理センターである。同センターは証券取引のみならず、株主の保護に関する活動、株式会社の法令遵守の実態に関する行政調査など、およそ株式会社に関するあらゆる事柄を管理している（注：調査は同センターではなく、関連する委員会が行うとの説明もあった）。同センターは国家財産委員会の下位機関であり法案提出権限は持たないが、株式会社法の法改正にあたって、事実上の起草を行っていると推察される。センターの目的の一つは、株主の権利保護であり、センターは、株主の要請があれば、株主に代わり株式会社に対して権利行使や訴訟追行の権限を持つ。このため、経済裁判所に係属する株式会社法関連事件の大半は、実際には同センターを原告とする事件である。

2) その他の行政官庁

ヒアリングの対象としていないが、関連する行政機関として、国家財産委員会と司法省がある。国家財産委員会は、上述のセンターの上位機関であって、国が株式を保有する場合、株主の立場から必然的に株式会社に関与しており、ウズベキスタンにおける国家保有企業の多さに鑑みると、影響力は甚大と推察される。司法省は、会社に関する登記・登録の管理を行っている。

(3) 企業及びその法務関係者

1) 株式会社

ウズプロムストロイ銀行の金融投資部長・法務部長との面談を行った。同銀行自体が株式会社であり（国家が実質的に約6割を保有）、20社以上の株式会社と有限責任会社に投資する機関投資家

である。この他、株式会社の法務の実際について重ねて聞き取りを行った。

2) 有限責任会社

今回の要請は、主に株式会社法を対象とするが、ウズベキスタンにおいて株式会社は大企業向けであって、実際には有限責任会社がよく利用されている。そこで、有限責任会社の形態による外資系企業（英国とカナダ資本の参加する飲料製造販売会社）の法務責任者から聞き取りを行った。

3) 日系企業

日系企業のウズベキスタンへの進出はわずかであるが、その理由も含め、日本企業関係者の意見を聴取するべく、自動車関連事業を行っているA社、電気通信関係のビジネスに従事しているB社と面談した。

4) 商工会議所

この他、産業界としての一般的な意見を、ウズベキスタン商工会議所の会頭に伺った。同氏は元在京ウズベキスタン大使館で、閣僚経験もあるエコノミストである。商工会議所は仲裁権限を有しており、今後プロジェクトを進行させる場合には、相応の関与を得ることが必要な場合もあると考えられる。

(4) 実務法曹

企業法を主に扱う弁護士3名にインタビューを行った。

(5) 学識経験者

タシケント法科大学のアキユロフ教授は、企業法、経済法に関する国内の権威の一人である。若手研究者であり株式会社の法律顧問でもあるユルダシェフ氏は、株式会社法のハンディな解説書を執筆しており、判例もフォローするなど、実務的で充実した内容とのことで好評のようである。自身も法律研究職にある、通訳兼アシスタントのブニヨッド・イブラギモフ氏を通じて面談をお願いした。

ウズベキスタンで会社法と言えば必ず名前の挙がるグリャモフ博士は、大学でもよく使われる会社法の文献の著者として知られ、ウズベキスタン・ロー・レビュー誌の主幹である。この他、アタハノフ元判事も、現在タシケント法科大学で教鞭をとっている。

なお、今回の調査ではヒアリング対象としていないが、後述のとおり、仮に注釈書の作成プロジェクトを実施する場合には、タシケント法科大学日本法研究センターと何らかの連携を持ち、日本の会社制度や法律文献について知見のある若手研究者や卒業生の関与を得ることが適当と考えられる。

(6) 他ドナー

GTZのタシケント事務所を訪問した。この他のドナーとしては、ドイツのInternational legal Cooperationが、最高経済裁判所に対して支援の申し出を行っている。

3-3 調査結果

(1) ウズベキスタンにおける企業・会社制度

1) ウズベキスタンの企業形態

ウズベキスタンの企業形態には、株式会社、有限責任会社、私企業、単一企業など、主に8つがあるが、これらはそれぞれの企業の根拠法ごとにバラバラに観念されている。つまり、各企業形態を大枠で括る一般的な規範（例えば「会社法」といった法律）がなく、このため専門家の間でも各企業形態を「会社」といった概念の下に並べて比較する考え方がない（このため、どんな「会社」があるかという問いは通用せず、事業の形にはどのようなものがあるかと尋ねることになる。以下、便宜上「会社」や「会社法」の語も用いるが、ウズベキスタンにない概念であることに注意が必要である）。

2) 株式会社と有限責任会社

企業形態として、ウズベキスタンで最も一般的に利用されているのは「有限責任会社」であり、全国に約40万社がある。この他、小企業向けには「私企業」の利用が多い。これに対し、「株式会社」は、大企業向けであって、他の企業形態に比較して、数は少ない（2009年12月現在1506社）。このうち、政府が1株以上を保有する会社は半数以上（782社）にのぼり、それらは「国家株式会社」とも称されている。2008年の法改正により、株式会社の最低資本金額は40万USドルとされたことから、株式会社の数は現在さらに減少中である。

3) 「株式会社法」が取り上げられる理由

今回の要請で、最高経済裁判所は、対象法令として「株式会社法」を特に取り上げている。これは、株式会社法が、その性質上、株式会社に固有の概念（株式、優先株、配当、など）を多く含み、これらは当初、裁判官にとって耳慣れない難解な事柄だったもので、他の会社と比較して注釈書プロジェクトに相応しいと判断されたことによる。なお、最高経済裁判所では、当初は対象をもう少し広く考えており、後に株式会社法に絞ったという経緯がある。

(2) 会社法の制定・改正の経緯

1) 現在までの状況

ウズベキスタンの株式会社法は、1996年制定以来、26回の改正を重ねている。大統領令などによる修正も膨大で、関連法令は極めて多い。これに対し有限責任会社等は、規定自体はシンプルであるが、条文間の矛盾などの指摘も多い。

2) 法継受

株式会社法をはじめとする企業関連法の原型モデルは、ロシア法ないしCIS諸国法とみられ、日本の制度との特段の関連はない。

3) 株式会社法とその改正

近時の改正は2008年に行われた。改正された証券取引法改正との整合性を取るためにも大幅な概念の整理がなされ、また国の特権である黄金株が導入されるなどした。調査時において、専門家の間では、2008年の改正をもって法改正は一段落しているとの見方が主流であり、特に今後大改正を控えていることを予測する専門家はいなかった。ただし、①従前、株式会社法については改正の頻度が甚だしく多いこと、②現在CIS諸国モデル法の改正が検討されていること、③他ドナーであるGTZに法改正を前提とするプロジェクト要請がなされたとの情報があることに鑑みると、いずれにしても、改正が行われないことを前提条件として、プロジェクトの実施を計画することは適当ではない。

4) 各企業の根拠法令と法体系

上述のとおり、ウズベキスタンの企業は、いずれも個別の根拠法令を持つが（ただし、単一企業については根拠法令なし）、それらを一括りにする法体系や理論は見られない。

5) 会社関連事件における管轄裁判所と訴訟法

また、上述のとおり、会社をめぐる争訟事件は、当事者の違いによって、経済裁判所と通常裁判所のいずれかに係属する。手続法としては、経済裁判所に係属する場合には、経済訴訟法、通常裁判所に係属する事件については、民事訴訟法が適用される。

(3) 会社法の法源と情報ソース

1) 法令

株式会社法については、特に関連法令の多さが指摘されるどころ、法令集の類は編纂・出版されていない（労働法など他分野では若干見られる）。憲法、法律以下の下位法令のヒエラルキーについては国内法上定めがあるが、実務上、少なくとも大統領令・大統領決定については、法律と同様の効果を持つと理解しておくといよい。

2) 判例

判例には先例拘束性がなく、法源として認識されていない。このため、裁判実務上、少なくとも建て前としては、過去の裁判例を参考にすることはなく、判例の集積により法適用が統一化されていくという実態が生じない。ただし、最高経済裁判所は、一部の判例について毎月要約を発行して配布しており、かつ裁判官全員がこの内容に精通することが期待されている模様であって、裁判官の知識のアップデートや情報共有のための活動が行われていない訳ではない。

3) 最高経済裁判所総会決議

最高経済裁判所総会決議は、既存の法律を説明するもので、ガイドラインの役割を果たし、裁判所以外の機関も拘束するが、法規範ではない。株式会社法に関しては、最高裁判所との共同決議である、「会社法の法令解釈及び株式所有者の権利保護の諸問題について」が、「2005年ガイドライン」として知られる。2008年の株式会社法の改正を受けて、2010年中にも新ガイドラインの策定の計画がある。

4) 1996年版Q&A

要請にも言及されていた『1996年版Q&A』は、最高経済裁判所によれば、一般向けのもので裁判官向けではないとのことであったが、実際には、法令の条文にごく簡単なQ&Aが付された簡略なガイドブックであった。

5) 参照される文献・資料

専門家間で参照される文献や資料としては、ウズベキスタンで出版された文献では用が足りることが多く、実務上も学究的にも、高度な情報を得ようとするほど、ロシアやCIS諸国の文献が利用されていることが窺えた。法令データベースなど、インターネットを通じた情報源は、ネット環境の不備がネックとなり十分活用されるに至っていない。

6) その他

ウズベキスタンの法律文献は、従来から逐条で条文を素読する形式が主流であり、聞き取りを通じた印象では、特に経験を積んだ法律専門家の場合、それ以外の文献の形式自体になじみがなく、アイデアの引き出しも少ないようであった。他方、若手研究者には、フローチャートを用いるなど、分かりやすい文献にするための工夫を積極的に行っているケースも見られる。

なお、ウズベキスタンでこれまで出版されたことのない文献類で、複数の専門家から挙げられたものに、書式集がある。

また、ウズベキスタンでは、独立後にウズベキスタン語の公用語化が進められた結果、若い世代や地方ではロシア語の文献を参照しないことも多く、専門家の間でもロシア語力に差がみられ、このことが地方格差や情報格差を生む傾向にあると見受けられた。

(4) 日本に対する支援要請の背景

1) 日本の制度に関する知識と関心

上述のとおり、ウズベキスタンの会社法は、日本法を継受したものではない。プロジェクト要請元の最高経済裁判所には、日本の会社法など法制度についての情報や知識はほとんど無く、日本の会社制度について、具体的な知見や特段の関心を持つ専門家はいなかった。他方、参考対象としての日本の制度や経験についての期待はある。つまり日本が経済的に発展を遂げているのは、株式会社をはじめとする会社制度が発達しているのも理由のひとつであり、何か学ぶべきものがあるに違いないという漠然とした期待である。

2) 要請の背景としての倒産法注釈書プロジェクト

総じて今回の日本に対する支援要請は、主に、倒産法注釈書プロジェクトにおけるウズベキスタン側の主観的な高い評価に基づくものと考えられる。後述のとおり、倒産法プロジェクトは、ウズベキスタン側には極めて好評であり、とりわけプロジェクト関係者にとっては成果物一式を大統領に献ずるという成功体験を伴うものであったため、会社法でも同様のことが期待されていると考えられる。

他方、倒産法プロジェクトの実施プロセスについては、ウズベキスタン側の主体性に問題も見られたことから、注釈書支援を検討する場合には、過去のプロジェクトの教訓も踏まえ、周到的準備と調整が必要と考えられる。

(5) 会社法の運用の実際

1) 所轄官庁・関係機関

会社法を所轄する官庁は、上述のとおり、証券市場調整管理センターがその中心である。最高経済裁判所の裁判官によれば、①国家財産委員会、②証券市場調整管理センター、③裁判所、④法人登録・株式会社の登録を行う機関（司法省）、⑤株式会社・株主、の五つが、株式会社法の適用に実際に関与する機関として挙げられた。

2) 各企業の実態・外国資本による利用

ウズベキスタンにおける各企業の実態は、上述のとおり、株式会社は大企業向けで少数であり、有限責任会社がよく用いられ、小企業向けには私企業の利用が多い。外国資本は、今回の調査では、株式会社と有限責任会社に投資していたが、株式会社に投資しているケースは、免税などの優遇措置を伴うものであり、総じていえば、有限責任会社の方が規制が緩く開示義務も少ないなど、使い勝手の良さがあると見受けられた。なお、いずれにしても、企業形態の選択は、総合的なビジネス上の判断によりなされるものであって、制度や法令の分かり易さなどが直接に影響するものではない。また、このことは、外国資本か否かによって異なるものでもない。

3) 最高経済裁判所・経済裁判所の活動

a) 概要

最高経済裁判所とその下級審の経済裁判所は、上述のとおり、法人・企業間の争訟を所轄する司法裁判所であって、その限りにおいて、会社関連事件を取り扱う。最高経済裁判所・経済裁判所で取り扱われる事件数をはじめとする統計的情報については、同裁判所より提供されたものが全てである。

b) 裁判所の構成と裁判官

最高経済裁判所の裁判官は17名で、3つの部に配属されている。事件は各部に分野別に配点されるが、裁判官については配置換えを伴い、各自には分野ごとの専門家ではなく、全分野（会社制度を含む）に通じていることが求められる。そこで、例えば会社関係の判例の要約は、全裁判官による検討や討論の対象となっている。下級審でも裁判官が専門分野に特化することはない。新人裁判官には、

教育目的で経験のある裁判官が指導役として割り振られる。

c) 会社法関連事件の実際

最高経済裁判所において、よく争われている具体的な事件ないし論点であって、会社法に関するものとしては、株主総会の成立の有無を争う事件が多い。この他、会社代表者の代表権の存否（会社の法律行為の効力）に関する事件、そして、株式会社や有価証券にかかる法令違反についての罰則の適用に関する事件が、代表的である。

最高経済裁判所において、法律の統一的な適用が問題となる論点の例としては、例えば、定款で株主総会決議が必要とされる「財産の処分」と認められるのはどのような場合か、という論点などである（要するに、「財産の処分」の文言の解釈が一貫しない）。

なお、実務に携わる専門家の間において、最高経済裁判所の仕事については、一応のレベルを維持し、機能しているとの意見が多い。

d) 判例など

裁判所における判例の扱い方や参考文献については、上述のとおりである。

(6) 最高経済裁判所による注釈書プロジェクトの要望について

1) 「注釈書」の意義と目的

今回の要請は、注釈書の作成を目的とするものであるところ、この「注釈書」とは、法律専門家の使用に堪えるレベルの内容を備えた逐条の解説書であって、具体的には、過去の倒産法プロジェクトにおいて作成された注釈書と同様のものが想定されていることが判明した。また、少なくとも要請の段階では、対象とする法律を、あえて「株式会社法」に絞ることが意図されていた。利用者層としては、裁判官に限らず、関連機関、会社、株主、弁護士などに広く普及することが想定されている。なお、書籍の形態の「モノ」を作成・配布するにあたり、財政的な支援を得たいということも大きな関心事項と推察された。

注釈書の目的は、裁判官の能力向上に特に向けられたものというよりも、むしろ、会社制度の様々な関係当事者に、一定水準以上の内容を持つ、一つの解説書が行き渡ることによって、制度に対する理解が普遍的に深まり、紛争に際しても関係者が一定の共通理解をもって裁判に臨むこととなる結果、当事者の主張そのものに良い意味でのばらつきがなくなり、裁判所内でも各裁判官による法令の解釈の齟齬やひずみが減少し、両者があいまって、実質的に法適用の統一が図られることを期待しているものと思われた。

2) 実施体制

先方からの要請では、実施体制について、最高経済裁判所の裁判官が執筆にあたるのが想定されていたが、執筆陣について完全に構想が固まっている訳ではなく、ある程度柔軟な対応の用意もあると見られた。具体的には、まずウズベキスタンの専門家の間で手分けして、株式会社法の当初部分の初稿を執筆した後、これに対する日本の専門家の意見を求め、その検討が進められている間に、次の部分の執筆を行う、という段取りが想定されていた。執筆グループには、倒産法注釈書プロジェクトの参加者から最大2人を投入することはできるが、それ以上は事実上不可能とのことであり、倒産法プロジェクトでのノウハウの継承を十分期待することはできない。ウズベキスタン側には、倒産法プロジェクトにおける日本側からのインプットとの重複に対する問題意識はなく、むしろ積極的に前回同様の指導や、情報提供がなされることが期待されている可能性があると思われた。

3) 倒産法注釈書プロジェクトの評価

JICAによる「倒産法注釈書プロジェクト」は、総じて、極めて評判がよく、ほとんどの専門家に知られており、利用されている。ウズベキスタンにおける法律解説書において最良とまで称する専門家

もいた。解説されている内容が充実しており、また、経済裁判所が関与していることから、事実上ひとつの公式見解として通用し信頼性が高い。この注釈書が普及した結果、裁判所に対する照会事項は減少したとのことである。同一文献がロシア語とウズベキスタン語の双方で発行されていることも、国内での共通理解に有効で、評価されている。倒産法注釈書の影響力を示すエピソードとして、プロジェクトの中で判明した制度上の問題点に関し法改正がなされたことを指摘する専門家も複数いた。但し、注釈書の作り方のノウハウの継承については、上述のとおり課題が残る。また、ほぼ異口同音に賛辞が述べられた一方で、補充したい箇所の指摘、記述の不十分さなど一部欠点を指摘する専門家もいた。

(7) 会社法に関する現状の問題点と方策

ウズベキスタンの会社法とその制度の現状に関する問題点、また改善の方策として、経済最高裁判所を除いた各関係者が挙げた事柄は、概ね以下のようなものである。

1) 株式会社制度一般について

まず、株式市場が未発達のため、株式会社本来の機能（会社財産の証券化による資本の流動性）の実態がないことは、企業関係者、実務法曹、学識経験者の誰もが指摘する点であった。このため企業には上場のメリットがなく、開示義務の多い株式会社制度を利用するインセンティブが働かない。

また、株主の権利が行使されていないことを、最大の問題として挙げる専門家が多い。投資家からは、株主としての情報公開が十分得られないとの指摘もあった。

法令としての株式会社法については、難解だとする専門家が多い。また、関係法令の多さも常に指摘される。

これらはいずれも、市場経済が未発達であるにも関わらず、独立後の国営企業の民営化にあたり、上からの施策で株式会社制度が導入され、問題が発生する度に制度改正を繰り返してきたことが原因と言える。

若手研究者からは、法体系の構成が変則的で（例えば民法にも会社の規定がある）、専門家の間ですら企業形態につき総論的な議論がなされていないことが問題であり、民法・商法などの法分野の基本的な整理が必要であるとの指摘もあった。

2) 裁判所とその実態に関して

法の適用が統一的になされていないこと、特に首都と地方の格差、下級審と上級審における判断が著しく違う場合が多いことについては、ほとんどの専門家が指摘した。

この理由としては、まず、裁判官が法律を十分理解できていないことが指摘され、これは概ね、①裁判官の不勉強や能力不足と、②法律が難解であること（この理由の一津は法律や規則の矛盾）によるものとされる。次に、判例を参考としない（することができない）実務慣習であることから、各裁判官が自身の経験に基づき判断する結果、判断がばらつくとの意見もある。

会社法関連事件が通常裁判所と経済裁判所の双方で扱われている限り問題は解決できないとして、経済裁判所の専属管轄を明確に主張している専門家もある。

上記①の他、裁判官の資質に関わる問題としては、ガイドラインを無視し、国家の利益を優先しがちであるなど、恣意的な判断を行う場合もあることが、弁護士や学識経験者から指摘されている。

②については、裁判所が（法案提出権限があるにも関わらず）矛盾のある法律を放置し、法改正をしないことが問題だとの意見もあった。

なお、紛争解決に関連して、一般的にウズベキスタン社会で人々は争い事を表沙汰にすることを好まず、裁判所などに行かずに済めばその方が良いと考える傾向にあり、企業にとっても同様に、裁判所外での解決が得策と考えられていることが窺えた。

3) 改善の方策とプロジェクトに対する提案

会社法の制度や運用に一定の問題があることを前提として、望まれる方策や、注釈書プロジェクトを行うことについての意見を尋ねたところ、以下のようなコメントがあった。

a) 求められる方策一般

まず、株主の権利の内容や行使の仕方についての啓蒙活動が必要であり、権利行使に役立つ一般向けのマニュアルや、学生の使える書物を作りたいとの意見は、学識経験者を中心に広く見られた。普及に効果的な方法として、テレビ番組を挙げる専門家もあった。

b) 対象とすべき企業形態

対象とする企業形態については、ひとつに絞るとすれば株式会社を挙げる専門家は多い。これは、専門的な概念の多さや複雑さによるものと見受けられる。しかし、実際に必要・有用なものとしては、株式会社も含めて会社全体をフォローし、株式会社、有限責任会社等、それぞれの企業の形態の特徴や違いを解説することのできる書物等へのニーズが多数であった。現実には有限責任会社の数が多いことから、有限責任会社を含む内容の方が普及しやすいと指摘される。

c) 好ましい文献のスタイル

成果物として文献を作る場合、形式については、一般的にある程度の詳しさと分量が求められている。サンプルとして、倒産法注釈書と抵当法のテキストを提示し、会社法でこれを作る場合にどちらが好みかと尋ねると、倒産法の注釈書が選ばれるケースが圧倒的に多かった。

記述方法について、最高経済裁判所の判事は逐条形式の注釈スタイルに強いこだわりを見せていたが、他の専門家は、わかりやすさの観点から図やQ&Aを取り入れることにも積極的であった。逐条で構成しつつ、説明の仕方にQ&A方式を取り入れることなどの提案もなされた。

d) 注釈書プロジェクトの場合

①主体：仮に注釈書の作成プロジェクトを行う場合、主体としては、経済最高裁判所の他、株式会社に何らかの権限・関与をもつ機関の代表者は情報収集のために関与させるべきとの意見が多い（なお、裁判所が含まれていること自体は必要かつ適当と思われる）。学者と実務家の双方を入れ、理論と実際のバランスを取るべきとの指摘もあった。具体的には、証券市場調整管理センターを筆頭に、国家財産委員会、法律起草者、国会議員、司法省、通常裁判所、弁護士など実務家、学識経験者、会社・会社法務部などが挙げられた。なお、グリャモフ博士からは、執筆陣の構成が重要であり、自分なら適切なアレンジを行い得るとのことで、面談中にプロジェクトの実施についてのオファーがなされた。

②進め方：執筆を開始する前には、取り上げるべき論点の調査を行うと良いとの意見も複数あった。その際、ウズベキスタンにおける既存の文献や、外国の制度を調査・検討すること、また論点の収集のために、セミナーの開催や法律相談を行うことなどが提案された。

e) 書式集のニーズ

この他、特筆すべき事柄として、複数の専門家から、現在のウズベキスタンにはない「書式集」や会社モデル規則集を作りたいとの意見があった。すなわち、株式会社法上、会社には取締役会規則など内部規則の作成が認められているが、現実には書類作成が負担となり（完備させるために高額の弁護士費用が必要）、ごくわずかの会社しか内部規則を備えていない。この他にも、会社の設立など書面の作成が必要とされる場合は多い。もしモデル書式があれば、各会社は容易にこれを作成でき、会社制度の実施にあたり大きな効果が期待されるというものである。

f) その他

なお、問題の解決には、法改正とか法制度の整備が必要なのであって、法的効果の伴わないものを

作っても意味がないと述べる専門家もいた。会社法の支援に関してJICAに求められているものは、上述のとおり、漠然としたものである。

(8) 他ドナーによる支援

GTZより、2009年5月に、国家財産委員会からの株式会社法・有限責任会社法の改正に関する支援の要請があったとの情報を得た（なお、後日現地事務所において、GTZではプロジェクトを進めることに前向きではないことを確認したとの情報を得た。また、12月に来日していた国家財産委員会法務担当者は、要請自体を行っていない旨申し述べたとのことである）。

最高経済裁判所に対する支援としては、2009年12月現在、GTZが経済訴訟法改正にかかるプロジェクトを行っている。この他、2009年中に、ドイツのInternational Legal Cooperationが経済最高裁判所に対して支援の申し出をしている。

3-4 案件としての妥当性と今後の方向性

今次調査の結果を踏まえると、最高経済裁判所をカウンターパートとした株式会社法の注釈書作成という、先方要請内容に基づいた支援を行うことの妥当性については、以下の点で懸念が残る。

(1) 「株式会社」を対象とすること

最高経済裁判所で確認したところ、要請は、企業に関する制度の中でもとくに「株式会社法」を対象とするものであった。しかし、上述のとおり、ウズベキスタンにおいては「株式会社」は少数の大企業向けの制度であるという実態、及び、特に株式会社法について法改正のリスクが払拭できないことに鑑みると、会社関連制度を取り上げるのであれば、多くの専門家も指摘するとおり、「株式会社法」に限定せず、企業全体を対象とした「総論」部分を含むプロジェクトとすべきと考えられる。仮に、逐条解説の本を作成するのであれば、①総論部分、②株式会社法の解説、③有限責任会社法の解説、の3つの部分を含むものとするのが理想的と言える。

(2) プロジェクトの対象者（最高経済裁判所をカウンターパートとすることの妥当性）

ウズベキスタンからの要請は、裁判所による株式会社法の適用を統一することに向け、裁判官の能力向上をアウトプットに挙げているが、最高経済裁判所は、裁判官のみに向けたプロジェクトとすることには全く関心がなく、プロジェクトの目的は、実際には裁判所以外の会社制度関係者も視野に入れたものである。また、裁判所による法適用のばらつきが専門家間で指摘される一方、倒産法や訴訟法の場合とは違い、裁判所は、株式会社制度については、法制度の実施におけるメインアクターではなく、むしろ、証券市場管理統制センター、企業、一般株主が法律の利用者である。そのため、制度の解説に必要な情報には、必ずしも裁判所が一次的に入手できないものも多い（なおウズベキスタンにおいて、いわゆる情報公開は一般的に期待できない）。

そこで、①成果物を裁判所向けに特化せず一般向けとすること、②ワーキング・グループに裁判官以外から参加者を得ること（特に証券市場管理統制センターは必須）、③普及活動につき、当初からプロジェクトに含ませること、の3点はカバーするよう留意するべきと考えられる。

ただし、複数機関からのワーキング・グループとした場合に、実質的に機能する実施体制が構築できるか、どの機関が責任者として適当か等についてさらに先方関係機関との協議・確認が必要である。

(3) 注釈書作成への支援とすること

要請は、「注釈書」の作成を目的とし、特に要請元の裁判官において、倒産法注釈書でとられた逐条解説の形式に強いこだわりがみられる一方、より平易な内容とする意向もあるなど、いずれにしても、ウズベキスタン側には、法律を解説する文献についての形式や方法の発想自体が明確化されてい

ない。

また、倒産法プロジェクトに関しては、過去に実施プロセスに関する課題が指摘されており、それを踏まえてなお、注釈書プロジェクトを実施するのであれば、特に、①日本の優位性を確保すること、②注釈書（ないし法律文献）の作成技術の継承の不安の解消、③ウズベキスタン側のインプットを確保する実施体制の構築、については事前に十分検討のうえ対策を講じておくことが不可欠と思われる。

今回の調査を通じ、案件を実施するとした際に検討すべき事柄は、以下のとおりである。

- ・ 「注釈書」と称するか否かはともかく、成果物の出来上がりイメージを、出来る限り詳細なスペックまですりあわせておく必要がある（なお、ウズベキスタン側には、ウズベキスタン語の「コメントリ」の語に固執する傾向が見られるが、この語自体は相当に広義であって、必ずしも逐条の注釈書を差すとは限らないようである）。
- ・ 「注釈書（ないし法律文献）の作成技術」について、特出しの項目を作り、この中で、将来も利用可能な注釈書作成マニュアルを作成と有用である。
- ・ 日本の優位性は、日本とウズベキスタンとの法制度の違いから、高度に専門的な知見を実体法レベルで活かすことはできないと認識し、この点を踏まえた専門家の関与の仕方を検討する必要がある。
- ・ 執筆にあたるワーキング・グループの執筆環境の整備と関係者のインセンティブの確保について対策を講じておく。
- ・ ワーキング・グループを支援するアシスタントチーム（タシケント法科大日本法研究センターの人材が望ましい）を作り、注釈書の草稿の作成や各種情報収集を依頼すると有効である。

（４）その他の参考事項など

上記（１）ないし（３）に掲げたものの他、今回の調査を通じ、会社法関連プロジェクトを再検討する際に、参考となると思われた事項は以下のとおりである。

- ・ プロジェクトの間口を会社法実務全般に広げ、成果物を、①法令集、②会社法の解説書（注釈書）、③書式集・モデル内部規則集、の三部作とするのも一案である。特に、③書式集は、上述のとおり、一考に値すると考えられる。
- ・ ウズベキスタン語、ロシア語の併用に配慮する必要がある。なお、同じ専門家がウズベキスタン語版も記述するのが理想的との指摘もあった。
- ・ 証券市場調整管理センターと国家財産委員会の関係や指示系統、同委員会の権限と役割など、若干不透明な部分を残していることには注視すべきである。

第4章 実施協議結果

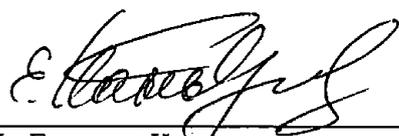
第一回協力準備調査及び第二回協力準備調査における協議結果を基に、プロジェクト立ち上げのための最終的な実施協議が、JICAウズベキスタン事務所及びウズベキスタン司法省との間で行われ、基本的な協力枠組みについて正式に合意に至った。同協議に基づき、2010年3月31日付けで、JICAウズベキスタン所長、ウズベキスタン司法省次官との間でR/Dの署名が執り行われた。署名されたR/D及びM/Mは付属資料を参照のこと。

附属資料

1. 第二回協力準備調査 M/M
2. 民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト R/D
3. 会社法にかかる調査事項

**THE MINUTES OF MEETINGS
ON
THE PREPARATORY SURVEY
ON
IMPROVEMENT OF ADMINISTRATIVE PROCEDURES
FOR THE DEVELOPMENT
OF PRIVATE SECTOR ACTIVITIES
IN THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN
AGREED UPON BETWEEN
MINISTRY OF JUSTICE OF THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN
AND
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY**

Tashkent, 1 December 2009



Mr. Esemurat Kanyazov
Deputy Minister
Ministry of Justice
The Republic of Uzbekistan



Ms. Kayo Torii
Team Leader
Preparatory Survey Team
Japan International Cooperation Agency

Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan and Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as 'JICA') have made several preliminary discussions in order to identify priority projects in the field of capacity development for legal and judicial sectors, and JICA dispatched the first preparatory survey mission to the Republic of Uzbekistan from 13 February to 11 April in 2009 to discuss the areas of cooperation with the Uzbekistan authorities concerned. As a result of discussion at the first preparatory survey, both side reached a conclusion to further elaborate cooperation program to improve administrative procedures and agreed to make preparation for the Project for Improvement of Administrative Procedures for the Development of the Private Sector Activities (hereinafter referred to as 'the Project'). Accordingly, JICA dispatched the second preparatory study team (hereinafter referred to as 'the Team') from 24 November to 1 December 2009, to work out framework of the Project.

The Team and the Uzbekistan authorities held a series of discussions and agreed on the tentative project framework as the Appendix I and the Appendix II. The main points discussed during its visit are described in the Appendix IV.

APPENDIX I: Tentative Project Framework

APPENDIX II: Draft Project Design Matrix (PDM)

APPENDIX III: Tentative Plan of Operation

APPENDIX IV: The Main Points Discussed

APPENDIX V: Draft Record of Discussion

APPENDIX I

PROJECT FRAMEWORK

I. Outline of the Project

Project Title

Improvement of Administrative Procedures for the Development of Private Sector Activities

Implementation Organization

Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan

Implementation Period

2 years

Overall Goal

Administrative procedures are appropriate, transparent and speedy in each Ministry.

Project Purpose

Institutional capacity and structures in Ministry of Justice for implementing appropriate administrative procedures are developed.

Outputs

- 1 Administrative procedures under the Law on Guarantees of the Freedom of Entrepreneurship Activity (hereinafter referred to as 'LGFEA') are made clear to officials and entrepreneurs.
- 2 Model Rules concerning administrative procedures and Implementation Manual of the Model Rules are prepared for enhancing appropriate administrative procedures.
- 3 Capacity of Ministry of Justice is strengthened to monitor implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedures under LGFEA.



APPENDIX I

Activities

- 1-1 The Working Group analyzes rules and regulations as well as practices related to provisions of administrative procedures under LGFEA and makes a draft of Manual for officials referring to the principles of accounts of opinions, access to materials of the administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures.
- 1-2 The Working Group makes a draft of the explanatory material for entrepreneurs specifying the rights of entrepreneurs and procedures to exercise such rights under LGFEA.
- 1-3 The long-term expert and Advisory Group advice on the activities of the Working Group.
- 1-4 Ministry of Justice carries out public awareness activities for entrepreneurs regarding administrative procedures under LGFEA.
- 2-1-(1) The Working Group makes a draft of Model Rules concerning administrative procedures.
- 2-1-(2) The long-term expert and Advisory Group advise on the draft of Model Rules concerning administrative procedures.
- 2-1-(3) Ministry of Justice finalizes Model Rules concerning administrative procedures taking into consideration of advice by the long-term expert and Advisory Group.
- 2-2-(1) The Working Group makes a draft of Implementation Manual of the Model Rules.
- 2-2-(2) The long-term expert and Advisory Group advise on the draft of Implementation Manual of the Model Rules.
- 2-2-(3) Ministry of Justice completes final version of Implementation Manual of the Model Rules taking into consideration of advice by the long-term expert and Advisory Group.
- 3-1 The Working Group studies Japanese practices of monitoring of implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedures with the long-term expert and Advisory Group.

APPENDIX I

- 3-2 The Working Group studies know-how on monitoring of implementation of rules and regulations related to administrative procedures under LGFEA with the long-term expert and Advisory Group.
- 3-3 Ministry of Justice conducts monitoring in accordance with Manual made through the activity 1 and publishes monitoring report(s).

II. Implementing Arrangements

1. Administration of the Project

Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan will be an implementation organization of the Project with technical assistance from JICA. Ministry of Justice will appoint counterpart personnel with relevant qualifications and experiences to work with the Japanese experts.

A Working Group will be established comprised of officials concerned with the project activities and those who had engaged in the previous project 'Legal Assistance for Improvement of Conditions for Development of Private Enterprises'.

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as 'JCC') will also be established in order to facilitate inter-organizational coordination and will review progress of the Project and discuss any matters when necessary arises.

2. Evaluation

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and Ministry of Justice during the last six months of the cooperation period in order to examine the level of achievement.

Project Title: Improvement of administrative procedure for the Development of Private Sector Activities

Implementation Organization: Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan

Implementation Period: 2 years

Target Group: Officials of Ministry of Justice

Project Site: Tashkent

As of 1 December 2009

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicator	Means of Verification	Important Assumptions
<p>(Overall Goal) Administrative procedures are appropriate, transparent and speedy in each Ministry.</p>	<ul style="list-style-type: none"> • (appropriateness, transparency) Each Ministry follows procedures of accounts of opinions, access to materials of the administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures. • (promptness) Timeframes for administrative procedures are set appropriately and observed by each Ministry. 	<p>Interviews from concerned ministries Results of monitoring of implementation</p>	
<p>(Project Purpose) Institutional capacity of Ministry of Justice for implementing appropriate administrative procedures is enhanced.</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Ministry of Justice follows procedures of accounts of opinions, access to materials of the administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures. • Timeframes for administrative procedures are set appropriately and observed by Ministry of Justice. • Ministry of Justice monitors rules and regulations related to administrative procedures under the Law on Guarantees of the Freedom of Entrepreneurship Activity (hereinafter referred to as 'LGFEA'). 	<p>Interviews from Ministry of Justice Results of monitoring of implementation</p>	<p>The Administrative procedures Law is enacted.</p>
<p>(Outputs)</p>			

du Tai

<p>1</p> <p>Administrative procedures under LGFEA are made clear to officials and entrepreneurs.</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Detailed requirements of administrative procedures under LGFEA are clarified for officials and entrepreneurs. • Manual for officials referring to the principles of accounts of opinions, access to materials of administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures is utilized. • Explanatory material(s) for entrepreneurs specifying the rights of entrepreneurs and procedures to exercise such rights is distributed. 	<ul style="list-style-type: none"> • Manual for officials referring to the principles of accounts of opinions, access to materials of administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures • Interviews from Ministry of Justice • Explanatory material(s) for entrepreneurs specifying the rights of entrepreneurs and procedures to exercise such rights • Records of public awareness activities including numbers of distribution on the explanatory material(s) 	<p>There is no drastic change of counterpart personnel.</p>
<p>2</p> <p>Model Rules concerning administrative procedures and Implementation Manual of the Model Rules are prepared for enhancing appropriate administrative procedures.</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Model Rules include the principles of accounts of opinions, access to materials of administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures. • Implementation Manual of the Model Rules which enable officials of Ministry of Justice and other ministries to draft provisions related to administrative procedures is prepared. 	<ul style="list-style-type: none"> • Model Rules • Implementation Manual of the Model Rules 	
<p>3</p> <p>Capacity of Ministry of Justice is strengthened to monitor implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedures under LGFEA.</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Monitoring report(s) reflect the principles of accounts of opinions, access to materials of administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures. 	<ul style="list-style-type: none"> • Monitoring report(s) 	
<p>(Activities)</p> <p style="text-align: right;"><i>Lu Tai</i></p>			

<p>1-1 The Working Group analyzes rules and regulations as well as practices related to provisions of administrative procedures under LGFEA and makes a draft of Manual for officials referring to the principles of accounts of opinions, access to materials of the administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures.</p>	<p>Japanese Side</p> <ul style="list-style-type: none"> • Long-term expert • Advisory Group • Study tour(s) • Short-term experts 	<p>MOJ's policy on Model Rules remains unchanged.</p>
<p>1-2 The Working Group makes a draft of the explanatory material for entrepreneurs specifying the rights of entrepreneurs and procedures to exercise such rights under LGFEA.</p>	<p>Uzbekistan Side</p> <ul style="list-style-type: none"> • Project Director • Project Manager • The Working Group which consists of officials in the Main Department of Legislation, the Department of State Administration and Social Legislation and the Department of Protection of Entrepreneur's Rights • Project office • Internet • Access to LEXUZ • Utility cost • Telephone bill 	
<p>1-3 The long-term expert and Advisory Group advice on the activities of the Working Group.</p>		
<p>1-4 Ministry of Justice carries out public awareness activities for entrepreneurs regarding administrative procedures under LGFEA.</p>		
<p>2-1-(1) The Working Group makes a draft of Model Rules concerning administrative procedures.</p>		
<p>2-1-(2) The long-term expert and Advisory Group advise on the draft of Model Rules concerning administrative procedures.</p>		

Tai
Lu

<p>2-1-(3) Ministry of Justice finalizes Model Rules concerning administrative procedures taking into consideration of advice by the long-term expert and Advisory Group.</p>	<p>2-2-(1) The Working Group makes a draft of Implementation Manual of the Model Rules.</p>	<p>2-2-(2) The long-term expert and Advisory Group advise on the draft of Implementation Manual of the Model Rules.</p>	<p>2-2-(3) Ministry of Justice completes final version of Implementation Manual of the Model Rules taking into consideration of advice by the long-term expert and Advisory Group.</p>	<p>3-1 The Working Group studies Japanese practices of monitoring of implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedures with the long-term expert and Advisory Group.</p>	<p>3-2 The Working Group studies know-how on monitoring of implementation of rules and regulations related to administrative procedures under LGFEA with the long-term expert and Advisory Group.</p>	<p>3-3 Ministry of Justice conducts monitoring in accordance with Manual made through the activity 1 and publishes monitoring report(s).</p>
---	---	---	--	---	---	--

Zoi Lu

Plan of Operation (Tentative)
 Project Title: Improvement of Administrative Procedures for the Development of Private Sector Activities
 Implementation Organization: Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan
 Implementation Period: 2 years
 Target Group: Officials of Ministry of Justice
 Project Site: Tashkent

As of 1 December 2009

Overall Goal: Administrative procedures are appropriate, transparent and speedy in each Ministry.
 Project Purpose: Institutional capacity and structures in Ministry of Justice for implementing appropriate administrative procedures is developed.

Outputs

1. Administrative procedures under LGFEA are made clear to officials and entrepreneurs.
2. Model Rules concerning administrative procedures and Implementation Manual of the Model Rules are prepared for enhancing appropriate administrative procedures.
3. Capacity of Ministry of Justice is strengthened to monitor implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedures under LGFEA.

Narrative Summary	2010												2011					2012					department in charge					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	1	2	3
(Activities)																												
1-1 The Working Group analyzes rules and regulations as well as practices related to provisions of administrative procedures under LGFEA and makes a draft of Manual for officials referring to the principles of accounts of opinions, access to materials of the administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures.	↔																											
1-2 The Working Group makes a draft of the explanatory material for entrepreneurs specifying the rights of entrepreneurs and procedures to exercise such rights under LGFEA.	↔																						Department of Protection of Entrepreneur's Rights					
1-3 The long-term expert and Advisory Group advice on the activities of the Working Group.	↔																											
1-4 Ministry of Justice carries out public awareness activities for entrepreneurs regarding administrative procedures under LGFEA.	↔																											

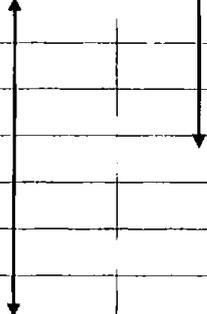
Narrative Summary	2010												2011					2012					department in charge					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5						
2-1-(1) The Working Group makes a draft of Model Rules concerning administrative procedures.																												
2-1-(2) The long-term expert and Advisory Group advise on the draft of Model Rules concerning administrative procedures.																												
2-1-(3) Ministry of Justice finalizes Model Rules concerning administrative procedures taking into consideration of advice by the long-term expert and Advisory Group.																												
2-2-(1) The Working Group makes a draft of Implementation Manual of the Model Rules.																												
2-2-(2) The long-term expert and Advisory Group advise on the draft of Implementation Manual of the Model Rules.																												
2-2-(3) Ministry of Justice completes final version of Implementation Manual of the Model Rules taking into consideration of advice by the long-term expert and Advisory Group.																												
3-1 The Working Group studies Japanese practices of monitoring of implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedures with the long-term expert and Advisory Group.																												

the Main Department of Legislation, the Department of State Administration and Social Legislation

Department of Protection of Entrepreneur's Rights

Lu
Ti

Narrative Summary	2010												2011					2012					department in charge					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5						
	<p>3-2 The Working Group studies know-how on monitoring of implementation of rules and regulations related to administrative procedures under LGFEA with the long-term expert and Advisory Group.</p> <p>3-3 Ministry of Justice conducts monitoring in accordance with Manual made through the activity 1 and publishes monitoring report(s).</p>																											



Lu Tai

APPENDIX IV

THE MAIN POINTS DISCUSSED

I. Basic framework of the Project

The both sides agreed that the Project should be directed toward the improvement of transparency, predictability and efficiency of administrative procedures, which is critical for enhancing private sectors' economic activities. For that goal, the Project aims at capacity development of Ministry of Justice to improve administrative procedures by addressing three outputs below:

- 1) Administrative procedures under the Law on Guarantees of the Freedom of Entrepreneurship Activity (hereinafter referred to as 'LGFEA') are made clear to officials and entrepreneurs;
- 2) Model Rules concerning administrative procedures and Implementation Manual of the Model Rules are prepared for enhancing appropriate administrative procedures; and
- 3) Capacity of Ministry of Justice is strengthened to monitor implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedures under LGFEA.

These activities and outputs of components 1, 2 and 3 are closely related each other and will be of significance for future implementation of the Administrative Procedure Law. Analysis of current situation of component 1 would provide necessary information for drafting Model Rules and Implementation Manual of the Model Rules. The Model Rules and the Implementation Manual would be prepared based on lessons learnt from activities of component 1. In addition, manuals for concerned officials, which include key principles of administrative procedures, and materials for entrepreneurs would facilitate their understandings of the basic principles of administrative procedures, and, after expected enactment of the Administrative Procedure Law, their knowledge and understanding would enhance appropriate implementation of the Law. Monitoring practical implementation of administrative procedures, which examine provisions related to administrative procedures under LGFEA in light of basic principles of administrative procedures, would be conducted in accordance with the manuals for concerned officials. Experiences of monitoring would provide good practice for future monitoring of implementation of the Administrative Procedure Law.

II. Selection of target laws of the Project

It was agreed that LGFEA was given priority since it covers wide areas relating to activities of private entities including foreign investors and it regulates administrative

APPENDIX IV

procedures by concerned ministries as well as Ministry of Justice. In view of administrative procedures, the Law on Foreign Investments of Investors and the Law on Guarantees and Measures of the Protection are considered to be less relevant.

III. Materials prepared by the Project

The both sides agreed that the Project would prepare following materials:

- 1) Manual for officials referring to the principles of accounts of opinions, access to materials of the administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures;
- 2) Explanatory Material for entrepreneurs specifying the rights of entrepreneurs and procedures to exercise such rights;
- 3) Implementation Manual of the Model Rules, which enable officials both in Ministry of Justice and other ministries/state agencies to draft provisions related to administrative procedures of rules and regulations; and
- 4) Report of monitoring of implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedure under LGFEA.

IV. Preparation of Model Rules

The Team stressed the importance of drafting Model Rules including Model Rule on Accounts of Opinions which has been drafted by Ministry of Justice with the support from the Project 'Legal Assistance for Improvement of Conditions for Development of Private Enterprises' (hereinafter referred to as 'the Previous Project'). Both sides agreed that Model Rules would play an important role in implementing administrative procedures appropriately not only for Ministry of Justice but also for other ministries, and therefore preparation of Model Rules was included in the Project activities.

V. Utilization of outputs of the Previous Project

Both sides agreed that:

- 1) LEXUZ, the national legal database developed during the Previous Project, should be fully utilized for project activities;
- 2) Model Rule of Account of Opinions, which was drafted during the Previous Project, should be finalized as a part of Model Rules.

VI. Implementation structure of the Project

Ministry of Justice confirmed that it would establish a Working Group, composed of representatives of the Main Department of Legislation, the Department of

Lu

Toi

APPENDIX IV

State Administration and Social Legislation and the Department of Protection of Entrepreneur's Rights, before the start of the Project. It was agreed that the core members who acquired comprehensive knowledge on administrative procedures through the Previous Project should be included in the Working Group.

Ministry of Justice was requested to appoint the Project Director and the Project Manager, who take responsibilities for project activities as well as to supervise Working Group members and other relevant staffs of different departments. The both sides agreed to share information necessary for smooth operation of the Project among relevant departments, Working Group members and JICA experts.

Draft Terms of Reference of the Project Director, the Project Manager and the Working Group were agreed as described in section IV and VI of Draft Record of Discussion (hereinafter referred to as "R/D").

VII. The Administrative Procedure Law

The Team expressed its expectation that Administrative Procedure Law would be enacted in the near future as the enactment of the Law would accelerate improvement of administrative procedures. Ministry of Justice confirmed that it would follow the progress of Administrative Procedure Law and share the information with Japanese experts and Advisory Group.

VIII. Measures to be taken by the both sides

The both sides agreed to take measures assumed in the draft R/D to implement the Project smoothly and appropriately.

IX. Title of the Project

The both side agreed that the Project title would be 'Improvement of Administrative Procedures for the Development of Private Sector Activities'.

X. Timeframe

The both sides agreed that the Project would preferably be launched in the first quarter of 2010. It was agreed that Ministry of Justice would provide the list of Working Group members and Joint Coordination Committee members to JICA before the signing of R/D and prepare the project office before the Project starts. Both sides agreed that Ministry of Justice and JICA Uzbekistan Office would sign R/D by the end of January, 2010.

APPENDIX V

(DRAFT)
RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND
MINISTRY OF JUSTICE OF
THE REPUBLIC OF UZBEKSTAN ON
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE PROJECT FOR IMPROVEMENT OF ADMINISTRATIVE PROCEDURES
FOR THE DEVELOPMENT
OF PRIVATE SECTOR ACTIVITIES

In response to the Minutes of Meetings between the Japanese Preparatory Survey Mission and Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan on the Project for Improvement of Administrative Procedures for the Development of the Private Sector Activities (hereinafter referred to as “the Project”), signed 1 December 2009, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) Uzbekistan office exchanged views and had a series of discussions with Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan with respect to desirable measures to be taken for the successful implementation of the Project.

As a result of discussions, and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of Uzbekistan signed in Tokyo on 5 June 2006 (hereinafter referred to as “the Agreement”), JICA and Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Tashkent, XX January 2010

First Deputy Minister
Ministry of Justice
Republic of Uzbekistan

Mr. Yukihiro Ejiri
Chief Representative
Uzbekistan Office
Japan International Cooperation Agency

APPENDIX V

ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE GOVERNMENT OF UZBEKISTAN

1. The Government of Uzbekistan will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in ANNEX I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA as the executing agency for technical cooperation program by the Government of Japan, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in ANNEX II. The provisions of Article V of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

2. PROVISION OF EQUIPMENT

JICA will provide such equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in ANNEX III. The provisions of Article VII of the Agreement will be applied to the Equipment.

3. TRAINING OF UZBEKISTANN PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive Uzbekistan personnel connected with the Project for technical training in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF UZBEKISTAN

APPENDIX V

1. The Government of Uzbekistan will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The Government of Uzbekistan will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Uzbekistan nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Uzbekistan.
3. In accordance with the provisions of Article V of the Agreement, the Government of Uzbekistan will grant in Uzbekistan privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to Annex II above and their families.
4. In accordance with the provisions of Article VII of the Agreement, the Government of Uzbekistan will take the necessary measures to receive and use the Equipment provided by JICA under Annex III above and equipment and materials carried in by the Japanese experts referred to in Annex II above.
5. The Government of Uzbekistan will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Uzbekistan personnel through technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the Government of Uzbekistan will provide the services of Uzbekistan counterpart personnel and administrative personnel as listed in ANNEX IV.
7. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the Government of Uzbekistan will provide the buildings and facilities as listed in ANNEX V.
8. In accordance with the laws and regulations in force in Uzbekistan, the Government of Uzbekistan will take necessary measures to supply or replace, at its own expense, machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under Annex III above.
9. In accordance with the laws and regulations in force in Uzbekistan, the

APPENDIX V

Government of Uzbekistan will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The First Deputy Minister, Ministry of Justice, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. The Head of Main Department of Legislation, Ministry of Justice, as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Project Director, the Project Manager and Uzbekistan counterpart personnel on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established whose functions and composition are described in ANNEX VII.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Uzbekistan authorities concerned during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VI of the Agreement, the Government of Uzbekistan undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Uzbekistan except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

Handwritten signatures in black ink, appearing to be 'Lu' and 'Tori'.

APPENDIX V

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the Government of Uzbekistan on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of Uzbekistan, the Government of Uzbekistan will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Uzbekistan.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be two years starting from

ANNEX I	MASTER PLAN
ANNEX II	LIST OF JAPANESE EXPERTS
ANNEX III	LIST OF EQUIPMENT
ANNEX IV	LIST OF COUNTERPART ANT ADMINISTRATIVE PERSONNEL
ANNEX V	LIST OF FACILITIES
ANNEX VI	IMPLEMENTATION STRUCTURE
ANNEX VII	JOINT COORDINATING COMMITTEE

Handwritten signatures in black ink, appearing to be 'Lu' and 'Tai'.

ANNEX I

(DRAFT) MASTER PLAN

Project Title

Improvement of Administrative Procedures for the Development of Private Sector Activities

Implementation Organization

Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan

Implementation Period

2 years

Outputs

- 1 Administrative procedures under the Law on Guarantees of the Freedom of Entrepreneurship Activity (hereinafter referred to as 'LGFEA') are made clear to officials and entrepreneurs.
- 2 Model Rules concerning administrative procedures and Implementation Manual of the Model Rules are prepared for enhancing appropriate administrative procedures.
- 3 Capacity of Ministry of Justice is strengthened to monitor implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedures under LGFEA.

Activities

- 1-1 The Working Group analyzes rules and regulations as well as practices related to provisions of administrative procedures under LGFEA and makes a draft of Manual for officials referring to the principles of accounts of opinions, access to materials of the administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures.
- 1-2 The Working Group makes a draft of the explanatory material for entrepreneurs specifying the rights of entrepreneurs and procedures to exercise such rights under LGFEA.
- 1-3 The long-term expert and Advisory Group advice on the activities of the Working Group.

ANNEX I

- 1-4 Ministry of Justice carries out public awareness activities for entrepreneurs regarding administrative procedures under LGFEA.
- 2-1-(1) The Working Group makes a draft of Model Rules concerning administrative procedures.
- 2-1-(2) The long-term expert and Advisory Group advise on the draft of Model Rules concerning administrative procedures.
- 2-1-(3) Ministry of Justice finalizes Model Rules concerning administrative procedures taking into consideration of advice by the long-term expert and Advisory Group.
- 2-2-(1) The Working Group makes a draft of Implementation Manual of the Model Rules.
- 2-2-(2) The long-term expert and Advisory Group advise on the draft of Implementation Manual of the Model Rules.
- 2-2-(3) Ministry of Justice completes final version of Implementation Manual of the Model Rules taking into consideration of advice by the long-term expert and Advisory Group.
- 3-1 The Working Group studies Japanese practices of monitoring of implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedures with the long-term expert and Advisory Group.
- 3-2 The Working Group studies know-how on monitoring of implementation of rules and regulations related to administrative procedures under LGFEA with the long-term expert and Advisory Group.
- 3-3 Ministry of Justice conducts monitoring in accordance with Manual made through the activity 1 and publishes monitoring report(s).

Lu *Toi*

ANNEX II

(DRAFT)

LIST OF JAPANESE EXPERTS

I. Long-term Expert

A long-term expert will provide necessary advice on administrative procedures to the Working Group (WG) members as well as other Uzbekistan counterpart personnel and coordinate support by the Japanese Advisory Group and short-term experts.

II. Short-term Experts

- **Administrative Procedure Law**

A short-term expert on administrative procedures law will introduce the Japanese administrative procedure system and practical know-how to the WG members

- **Monitoring of administrative procedures**

A short-term expert on monitoring of administrative procedures will provide necessary advice regarding monitoring administrative procedures to the WG members

- **Others, if necessary**



ANNEX III

(DRAFT)

LIST OF EQUIPMENT

Equipment necessary for the implementation of the Project as listed below might be provided to Uzbekistan side during the cooperation period, subject to the limitation of budget allocation.

- Facilities of the office for long-term expert
- Equipment necessary for seminars and training

Note:

1. The above mentioned equipment is limited to that necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.
2. Content, specifications and quality of the above mentioned equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget of each Japanese fiscal year (1 April to 31 March).




ANNEX IV

LIST OF COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

I. Project Director

The First Deputy Minister, Ministry of Justice

II. Project Manager

The Head of the Main Department of Legislation, Ministry of Justice

III. Working Group Members

- The Chief of the Department of State Administration and Social Legislation
- The Chief of the Department of Protection of Entrepreneur's Rights
-
-

IV. Other personnel mutually agreed upon as necessary

ANNEX V

(DRAFT)

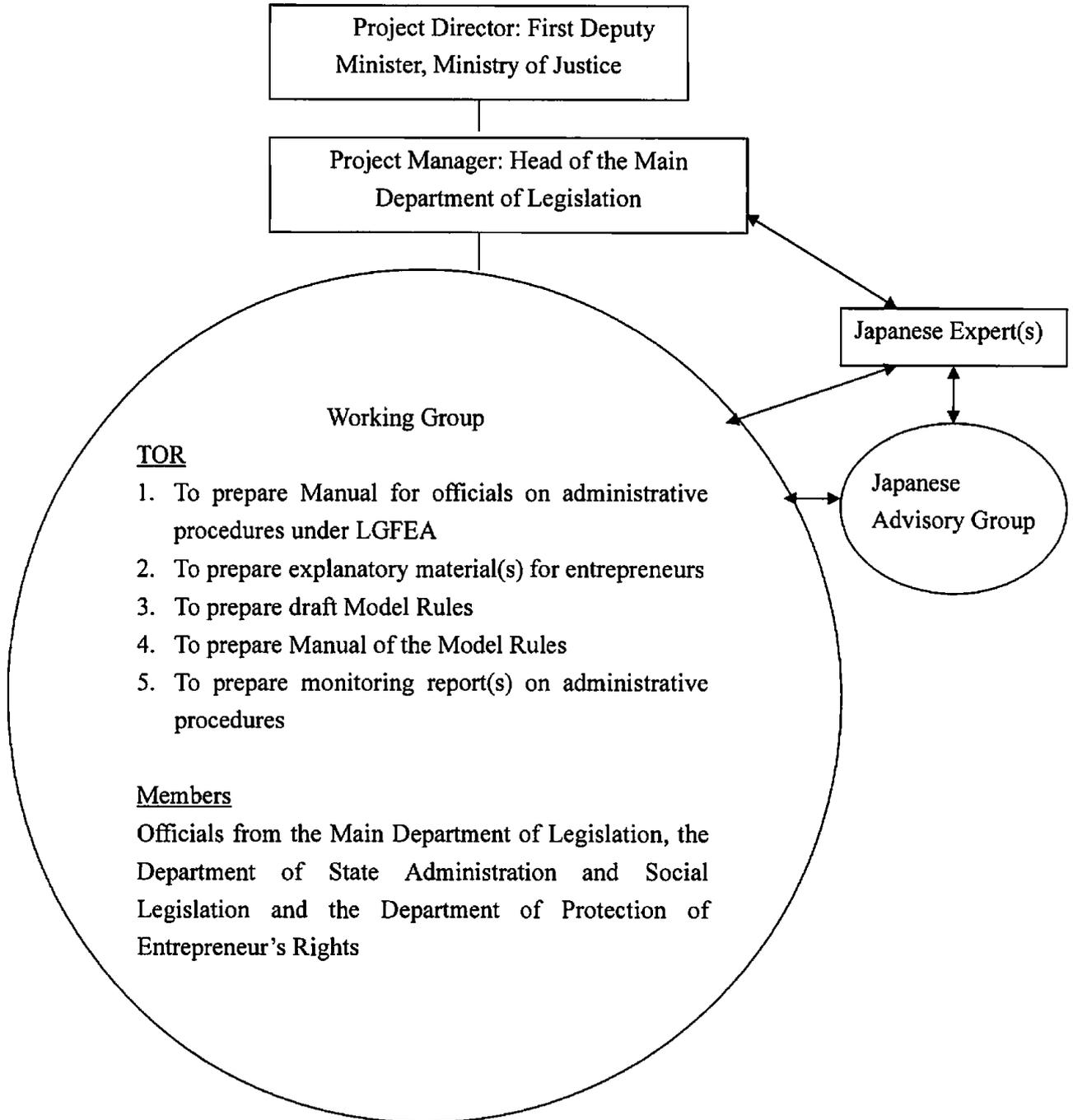
LIST OF FACILITIES

- I. Office space for one long-term expert and project staffs as well as necessary facilities
- II. Seminar rooms, conference rooms and facilities necessary for the implementation of the Project
- III. Other facilities mutually agreed upon as necessary

Lu *Tai*

(DRAFT)

IMPLEMENTATION STRUCTURE



Shu *Tri*

ANNEX VII

JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)

I. Function

The JCC composed of members listed in II below, will meet at least once a year and whenever the necessity arises in order:

- (1) to review the overall progress of the project as per Plan of Operation (PO)
- (2) to monitor and exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project

II. Committee composition

(1) Chairperson:

The Project Director, the First Deputy Minister of Ministry of Justice the Republic of Uzbekistan

(2) Members:

- The Uzbekistan side
 - a. The Project Manager, the Chief of the Main Department of Legislation
 - b. The Chief of the Department of State Administration and Social Legislation
 - c. The Chief of the Department of Protection of Entrepreneur's Rights

- The Japanese side:
 - a. Japanese long-term expert
 - b. Japanese short-term experts
 - c. Chief Representative of JICA Uzbekistan Office
 - d. Representative and staff of JICA Uzbekistan Office
 - e. Mission member(s) from JICA headquarters

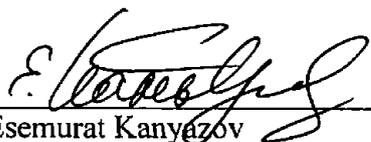
Notes: Official(s) of the Embassy of Japan may attend JCC meetings as observers

**RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND
MINISTRY OF JUSTICE OF
THE REPUBLIC OF UZBEKSTAN ON
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE PROJECT FOR IMPROVEMENT OF ADMINISTRATIVE PROCEDURES
FOR THE DEVELOPMENT
OF PRIVATE SECTOR ACTIVITIES**

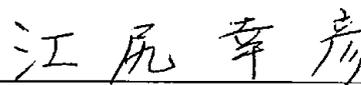
In response to the Minutes of Meetings between the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) and Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan on the Project for Improvement of Administrative Procedures for the Development of the Private Sector Activities (hereinafter referred to as “the Project”), signed 1 December 2009, Japan International Cooperation Agency Uzbekistan office exchanged views and had a series of discussions with Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan with respect to desirable measures to be taken for the successful implementation of the Project.

As a result of discussions, and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of Uzbekistan signed in Tokyo on 5 June 2006 (hereinafter referred to as “the Agreement”), JICA and Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan agreed to the matters referred to in the document attached hereto.

Tashkent, March ~~31~~ 2010



Mr. Esemurat Kanyazov
Deputy Minister
Ministry of Justice
Republic of Uzbekistan



Mr. Yukihiro Ejiri
Chief Representative
Uzbekistan Office
Japan International Cooperation Agency

ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE MINISTRY OF JUSTICE OF THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN

1. The Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in ANNEX I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA as the executing agency for technical cooperation program by the Government of Japan, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in ANNEX II. The provisions of Article V of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

2. PROVISION OF EQUIPMENT

JICA will provide such equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in ANNEX III. The provisions of Article VII of the Agreement will be applied to the Equipment.

3. TRAINING OF UZBEKISTANN PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive Uzbekistan personnel connected with the Project for technical training in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE MINISTRY OF JUSTICE OF THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN

1. The Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan will take necessary

measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation.

2. The Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Uzbekistan nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Uzbekistan.
3. The Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan takes into consideration that in accordance with the provisions of Article V of the Agreement, the Government of Uzbekistan will grant in Uzbekistan privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to Annex II and their families.
4. The Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan takes into consideration that in accordance with the provisions of Article VII of the Agreement, the Government of Uzbekistan will take the necessary measures to receive and use the Equipment provided by JICA under Annex III and equipment and materials carried in by the Japanese experts referred to in Annex II.
5. The Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Uzbekistan personnel through technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan will ensure participation of its staff in the implementation of the present project as listed in ANNEX IV.
7. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan will provide the office premises and facilities as listed in ANNEX V.
8. The Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan in the established manner will take necessary measures to supply or replace, at its own expense, machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under Annex III.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Deputy Minister, Ministry of Justice, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. The Head of Main Department of Legislation, Ministry of Justice, as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Project Director, the Project Manager and Uzbekistan counterpart personnel on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established whose functions and composition are described in ANNEX VII.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VI of the Agreement, the Government of Uzbekistan undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Uzbekistan except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the Ministry of Justice of the

Republic of Uzbekistan on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of Uzbekistan, the Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Uzbekistan.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be two years starting from (starting from the same month of signing RD)

- ANNEX I MASTER PLAN
- ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS
- ANNEX III LIST OF EQUIPMENT
- ANNEX IV LIST OF STAFF OF THE MINISTRY OF JUSTICE OF THE
REPUBLIC OF UZBEKISTAN, PARTICIPATING IN PROJECT
IMPLEMENTATION
- ANNEX V LIST OF FACILITIES
- ANNEX VI IMPLEMENTATION STRUCTURE
- ANNEX VII JOINT COORDINATING COMMITTEE



MASTER PLANProject Title

Improvement of Administrative Procedures for the Development of Private Sector Activities

Implementation Organization

Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan

Implementation Period

2 years

Outputs

- 1 Administrative procedures under the Law on Guarantees of the Freedom of Entrepreneurship Activity (hereinafter referred to as 'LGFEA') are made clear to officials and entrepreneurs.
- 2 Model Rules concerning administrative procedures and Implementation Manual of the Model Rules are prepared for enhancing appropriate administrative procedures.
- 3 Capacity of Ministry of Justice is strengthened to monitor implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedures under LGFEA.

Activities

- 1-1 The Working Group analyzes rules and regulations as well as practices related to provisions of administrative procedures under LGFEA and makes a draft of Manual for officials referring to the principles of accounts of opinions, access to materials of the administrative cases/decisions, explanation of motives in administrative procedures.
- 1-2 The Working Group makes a draft of the explanatory material for entrepreneurs specifying the rights of entrepreneurs and procedures to exercise such rights under LGFEA.
- 1-3 The long-term expert and Advisory Group advice on the activities of the Working Group.
- 1-4 Ministry of Justice carries out public awareness activities for entrepreneurs regarding administrative procedures under LGFEA.



- 2-1-(1) The Working Group makes a draft of Model Rules concerning administrative procedures.
- 2-1-(2) The long-term expert and Advisory Group advise on the draft of Model Rules concerning administrative procedures.
- 2-1-(3) Ministry of Justice finalizes Model Rules concerning administrative procedures taking into consideration of advice by the long-term expert and Advisory Group.
- 2-2-(1) The Working Group makes a draft of Implementation Manual of the Model Rules.
- 2-2-(2) The long-term expert and Advisory Group advise on the draft of Implementation Manual of the Model Rules.
- 2-2-(3) Ministry of Justice completes final version of Implementation Manual of the Model Rules taking into consideration of advice by the long-term expert and Advisory Group.
- 3-1 The Working Group studies Japanese practices of monitoring of implementation of rules and regulations concerning provisions of administrative procedures with the long-term expert and Advisory Group.
- 3-2 The Working Group studies know-how on monitoring of implementation of rules and regulations related to administrative procedures under LGFEA with the long-term expert and Advisory Group.
- 3-3 Ministry of Justice conducts monitoring in accordance with Manual made through the activity 1 and publishes monitoring report(s).



LIST OF JAPANESE EXPERTS**I. Long-term Expert**

A long-term expert will provide necessary advice on administrative procedures to the Working Group (WG) members as well as other Uzbekistan counterpart personnel and coordinate support by the Japanese Advisory Group and short-term experts.

II. Short-term Experts**Administrative Procedure Law**

A short-term expert on administrative procedures law will introduce the Japanese administrative procedure system and practical know-how to the WG members

Monitoring of administrative procedures

A short-term expert on monitoring of administrative procedures will provide necessary advice regarding monitoring administrative procedures to the WG members

Others, if necessary**III. Assistants and Interpreters for Japanese Experts**

LIST OF EQUIPMENT

Equipment necessary for the implementation of the Project as listed below might be provided to Uzbekistan side during the cooperation period, subject to the limitation of budget allocation.

- Facilities of the office for long-term expert
- Equipment necessary for seminars and training

Note:

1. The above mentioned equipment is limited to that necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.
2. Content, specifications and quality of the above mentioned equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget of each Japanese fiscal year (1 April to 31 March).

**LIST OF STAFF OF THE MINISTRY OF JUSTICE OF THE REPUBLIC OF
UZBEKISTAN, PARTICIPATING IN PROJECT IMPLEMENTATION**

I. Project Director

Mr.Kanyazov - Deputy Minister, Ministry of Justice

II. Project Manager

Mr.N.Juraev - Head of the Main Department of Legislation, Ministry of Justice

III. Working Group Members

. Mr.H.Meliev - Chief of the Department of Economic Legislation

. Mr.B.Kayumov - Chief consultant of the Department of Economic Legislation

. Mr.Sh.Saidov - Chief of the Department of Protection of Entrepreneur's Rights

. Mr.R.Asilov - Leading consultant of the Department of Protection of Entrepreneur's
Rights

. Mr.O.Nurmuhamedov - Chief consultant of the Department of Administrative and
Social Legislation

. D.Umarov - Chief of section of the Department of state registry of agency normative
acts

. Mr.Sh.Mamajanov - Deputy chief of the Department of Administrative and Social
Legislation

IV. Other personnel mutually agreed upon as necessary



LIST OF PREMISES AND FACILITIES

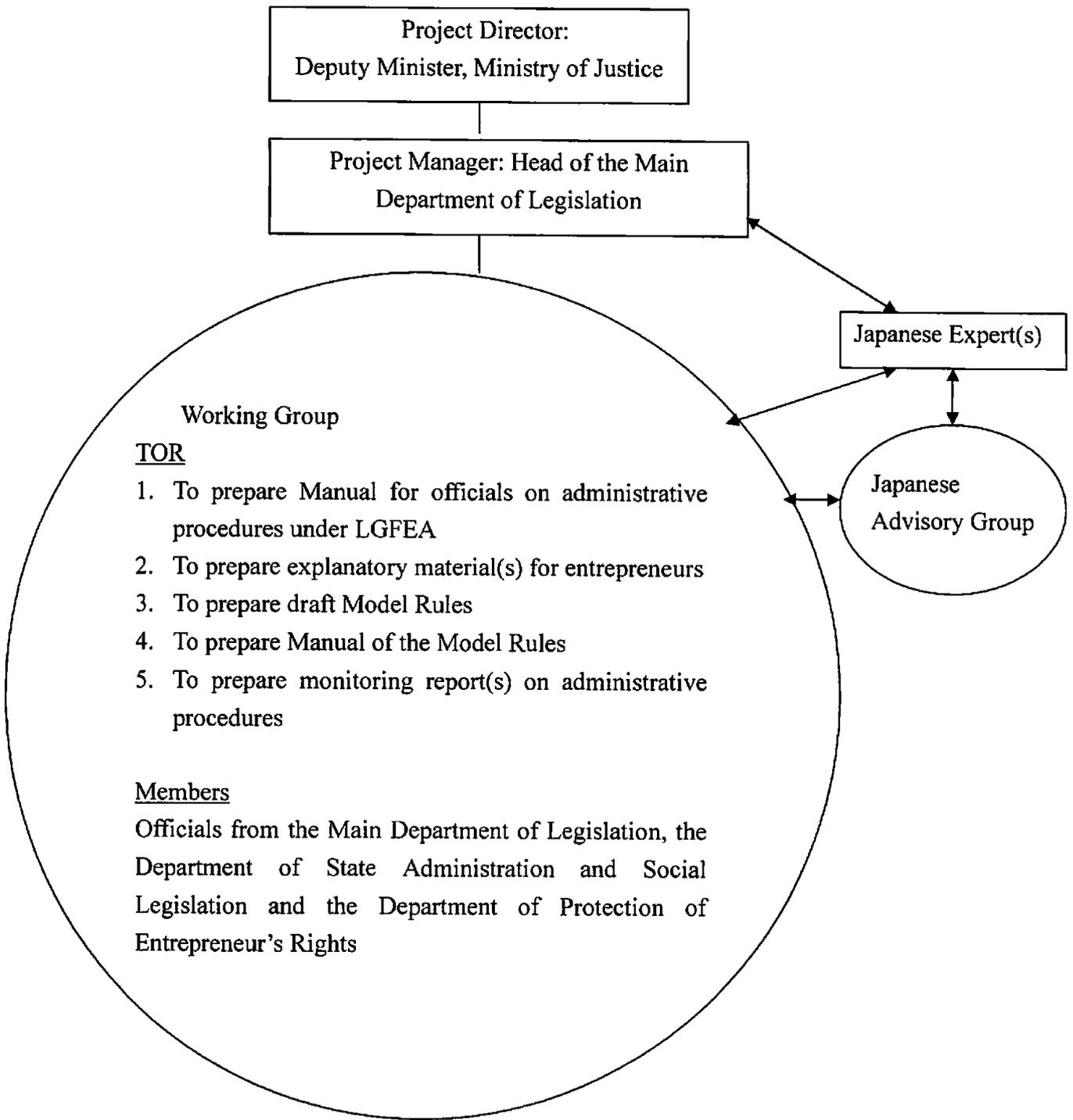
I. Office space for one long-term expert and project staffs as well as necessary facilities for the implementation of the Project.

II. Seminar rooms, conference rooms and facilities necessary for the implementation of the Project

III. Other facilities mutually agreed upon as necessary



IMPLEMENTATION STRUCTURE



YH

Ru

JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)**I. Function**

The JCC composed of members listed in II below, will meet at least once a year and whenever the necessity arises in order:

- (1) to review the overall progress of the project as per Plan of Operation (PO)
- (2) to monitor and exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project

II. Committee composition**(1) Chairperson:**

The Project Director, Deputy Minister of Ministry of Justice the Republic of Uzbekistan

(2) Members:**.The Uzbekistan side**

- a. The Project Manager, the Chief of the Main Department of Legislation
- b. The Chief of the Department of Economic Legislation
- c. The Chief of the Department on Protection of Entrepreneur's Rights

.The Japanese side:

- a. Japanese long-term expert
- b. Japanese short-term experts
- c. Chief Representative of JICA Uzbekistan Office
- d. Representative and staff of JICA Uzbekistan Office
- e. Mission member(s) from JICA headquarters



会社法にかかる調査事項

1. ウズベキスタン会社法(1) 会社法の構成とその概要

- ① 「会社法」とは具体的にどの法律を指しているのか。
株式会社法、有限責任会社法、一人企業法、民法（法人に関する部分）、合名・合資会社法、農業企業法、単一企業に関する法令、等を含むものか。
- ② 上記のそれぞれの企業（法）間の関係。実務上の重要性の差異。
- ③ 最高経済裁判所における、適用の統一性を図りたい対象法令としての位置づけに関して、各法令の間に優先順位はあるのか。
- ④ 最高経済裁判所が、日本に対する要請の中で、「株式会社法」を特に明示した理由は何か。

(2) 会社法制定・改正の経緯

- ① ウズベキスタンの会社に関する各法令の制定・改正の経緯はどのようなものか。
- ② 会社に関する各法令の制定・改正に際して、どのような国の法制度を参考にしたか。
- ③ 会社に関する各法令に関して、今後改正の計画はあるか。どのような改正が計画されているか。
- ④ CISモデル法の改正が検討されていることは、ウズベキスタンの会社に関する各法令の改正の計画に影響を与えるか。

(3) 会社法の関連法とその概要

- ① 会社に関する各法令に関連する法令にはどのようなものがあるか。
- ② 会社が関連する訴訟事件に関し、どのような事件にどの訴訟法が適用されるか。
- ③ 会社が関連する訴訟事件に関し、どのような事件をどの裁判所が管轄するか。

(4) 会社法の法源

- ① 法律、内閣令、大統領令等の法規範にはどのような種類があり、どのようなヒエラルキーがあるか。
- ② 判例は法源か（裁判官は判例に拘束されるか）。法律上法源ではなくとも、裁判官はそれぞれの実務において判例を参考にするか。
- ③ 最高経済裁判所総会会議は、法令上どのような位置づけが与えられており、どのような拘束力を有するか。最高経済裁判所総会決議の採択プロセスはどのようなものか。
- ④ 会社に関する各法令に関し、これまでに採択された最高経済裁判所総会決議は、どのようなものがあるか。
- ⑤ 「会社法の法令解釈及び株式保有者の権利保護の諸問題について」（2005年3月31日採択）は、法令上どのような位置づけが与えられており、どのような拘束力を有するか。
- ⑥ 会社に関する各法令に関し、今後、最高経済裁判所決議を採択する計画はあるか。
- ⑦ 1996年版Q&Aは、法令上どのような位置づけが与えられており、どのような拘束力を有するか。
- ⑧ その他、会社が関連する紛争に関し、参考とされている書物、資料、情報はどのようなものがあるか。
- ⑨ 会社が関連する紛争に関し、必要となる法令の情報はどのように確認しているか。法令データベースを使用することにより必要な法令の情報にアクセスできるか。

(5) 日本に対する支援要請の背景

- ① 日本に対し、会社に関する各法令の運用（適用）の改善を求める支援を要請した理由・事情はどのようなものか。
- ② 日本の会社法について、どのような情報を有しているか。

- ③ 日本の会社法の運用に関して、ウズベキスタンにおいて参考としたい・参考となる、と考えている事柄はどのようなものか。

2. 会社法の運用の実際

(1) 会社法を所管する官庁

- ① 会社に関する各法令を所管する官庁はどこか。
- ・ 株式会社法
 - ・ 有限責任会社法
 - ・ 一人企業法
 - ・ 民法（法人に関する部分）
 - ・ 合名・合資会社法
 - ・ 農業企業法
 - ・ 単一企業に関する法令

(2) ウズベキスタンにおける企業

- ① 各企業形態の数や活動ぶりはどのようなものか。
- ・ 株式会社
 - ・ 有限責任会社
 - ・ 一人企業
 - ・ 単一企業
 - ・ 合名・合資会社
 - ・ 農業企業など
- ② 外国資本は、どのような形態の会社を利用するか。

(3) 最高経済裁判所・経済裁判所の活動

- ① 最高経済裁判所・経済裁判所の組織と概要
- ・ 経済裁判所の活動の概要
 - ・ 係属事件数（事件類型別の数）と最近の傾向

(4) 会社法に関連する事件における裁判実務

- ① 会社に関する各法令が適用される事件の数（事件類型別の数）
- ② 会社に関する各法令が適用される事件の担当部署・担当者が決められているか。
- ③ 会社に関する各法令が適用された事件には具体的にどのようなものがあるか。
- ④ 会社に関する各法令の適用された事件の最近の傾向
- ⑤ 会社に関する各法令の適用された事件でとりあげられた具体的な条項や論点。
(特に、よく使われる条項であって、数件以上の具体例のあるものはないか。)
- ⑥ 「会社法の法令解釈及び株式保有者の権利保護の諸問題について」（2005年3月31日採択）や1996年版Q&Aは、会社に関する各法令が適用される事件において、どのように活用されているか。

(5) 裁判官の育成・研修

- ① 新規に採用される裁判官はどのように養成されるのか。
- ② 新規に採用される裁判官の養成において、会社に関する各法令については、どのような教育が行われるのか。
- ③ 現職の裁判官に対する研修制度はどのようなものがあるか。
- ④ 現職の裁判官に対する研修において、会社に関する各法令については、どのような研修が行われるのか。

(6) 行政（所轄官庁）から見た会社法

- ① 会社に関する各法令の所轄官庁において、会社に関する各法令の運用の実態を調査しているか。調査の結果、どのようなことが明らかになっているか。
- ② 企業活動を活性化するために、会社に関する各法令について、今後どのような取組みを行う計画か。
- ③ 所轄官庁が当事者となる、会社に関する各法令が適用される事件はあるか。どのような事件か。
- ④ 検察官が当事者となる、会社に関する各法令が適用される事件はあるか。どのような事件か。

(7) 企業における会社法の実施

- ① 企業活動を行うにあたり、現行の法制度について改善を求めたい点はあるか。それはどのような点か。
- ② 会社に関する各法令が適用される事件（紛争）には、どのような類型があるか。
- ③ 会社に関する各法令が適用される事件（紛争）について、どのような紛争解決手段を用いて解決しているか。
- ④ 会社に関する各法令が適用される事件（紛争）を経済裁判所で解決しているか。していないとすればその理由は何か。
- ⑤ 会社に関する各法令が適用される訴訟に関して、裁判所に改善を求めたい点はあるか。
- ⑥ 会社に関する各法令が適用される訴訟でとりあげられた具体的な条項や論点にはどのようなものがあるか。

(8) 弁護士から見た会社法

- ① 企業の代理人としての活動を行うにあたり、現行の法制度について改善を求めたい点はあるか。それはどのような点か（以下、（7）の質問事項②ないし⑥に同じ）。

(9) 学界・学識経験者からみた会社法

- ① 企業の代理人としての活動を行うにあたり、現行の法制度について改善を求めたい点はあるか。それはどのような点か（以下、（7）の質問事項②③⑥に同じ）。

3. 「注釈書」プロジェクトの要望について(1) 「注釈書」の意義

- ① どのような資料を意味するか。
ガイドラインやQ&Aとの相違は何か。
- ② カバーする法律の範囲は何か。
- ③ 利用者、頒布先として想定される対象は何か。
- ④ 様式・内容はどのようなものを想定するのか。
 - ・ 逐条で条文を解説（説明）する内容にするか。
 - ・ 事例を集めた内容にするか。
- ⑤ 「注釈書」に期待される効果は何か。

(2) 「注釈書」プロジェクト

- ① プロジェクトの進め方
 - ・ 誰がどのように執筆することを想定するのか。
 - ・ 事例をどのようにして集めることを想定するのか。
- ② どのように普及させるかについて、アイデアはあるか。
- ③ 「注釈書」を研修で活用する方法として、何が想定されているか。
- ④ 倒産法注釈書プロジェクトをモデルとして想定しているのか。
- ⑤ 倒産法注釈書プロジェクトを通じて、最高経済裁判所は「注釈書」の作成の経験を有してい

るが、どのような点で、日本からの支援が必要なのか。

(3) 倒産法注釈書プロジェクトの意義と効果

- ① 倒産法注釈書はどのように活用されているか。
- ② 倒産法の統一的な運用に関し、倒産法注釈書のどのような部分が役に立っているか。
- ③ 倒産法の改正が計画されているか。改正を所管する官庁はどこか。
- ④ 倒産法の改正に関し、倒産法注釈書プロジェクトの内容を活用したいと考えているか。それはどの部分か。

(4) 他ドナーによる支援

- ① 会社に関する各法令に関し、他ドナーによる支援はあるか。どのような支援か。
- ② 会社に関する各法令が適用される事件（紛争）の解決に関し、他ドナーによる支援はあるか。どのような支援か。
- ③ 最高経済裁判所は、他ドナーと、現在どのような協力活動を行っているか。また、今後どのような協力活動を行う予定か。